

総務教育常任委員会資料

(令和5年7月21日)

【 件 名 】

- ・ いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）による調査報告書について （いじめ・不登校総合対策センター）・・・ 2
- ・ 令和5年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について （教育総務課）・・・ 7
- ・ 鳥取県立まなびの森学園校章等について （小中学校課）・・・ 40
- ・ 令和7年度までの現基本方針に基づく県立高等学校の在り方について
（高等学校課）・・・ 43
- ・ 県立美術館の開館に向けた美術作品の購入候補等について（美術館整備課）・・・ 46

教 育 委 員 会

いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）
による調査報告書について

令和5年7月21日
いじめ・不登校総合対策センター

令和3年度から鳥取県いじめ問題調査委員会により調査されている事案に関して調査が終了し、令和5年3月30日付けで同調査委員会から報告書が、同年4月26日付けで申立者から当該報告書に係る意見書がそれぞれ提出されましたので、その概要及び今後の対応について報告します。

＜調査委員会が発足した背景＞

平成29年度（当時：県立高校在籍）に自死を試みた生徒（以下「A」という。）から、卒業後の令和3年6月に、Aの在学中に所属していた部活動の後輩（以下「B」という。）から受けたいじめ被害と自死未遂について学校の調査が不十分であること、学校・教育委員会に自死未遂のことを認知し、いじめと認定してほしいこと、再発防止を提言したいことについて、県教育委員会に訴えるとともに、いじめに対する調査委員会の設置依頼があったもの。

1 平成29年度の事案の概要について

（1）当事者

A：いじめの被害者 / B：いじめの加害者

（2）当事者間の関係

- ・AとBは、同じ部活の先輩・後輩の関係であった。
- ・部活動顧問は、日々の生活の中で、BのAに対する乱暴で礼儀にかなっていない口の利き方を注意することがあったが、両者の関係に問題があるとは認識していなかった。

（3）Aの自死未遂

平成29年11月25日：川への入水自死未遂（病院に入院）

平成29年12月16日：入院中に首吊り自死未遂

（4）本事案における学校及び教育委員会の対応等について

（学校の対応）

- ・自死未遂当初から教育委員会に報告するとともに、入院先の主治医や関係機関、保護者と連携を取りながら対応した。自死未遂後のAと近い関係生徒からの聴き取り、既に実施していたいじめアンケート（定例）の確認（H29年度実施）、Aに関する支援会議から、いじめの記載や訴えはなく、将来への不安があるとのことであったため、卒業、進学への支援に努めていた。

（教育委員会の対応）

- ・学校から事案の報告を受け、Aの自死未遂の原因は「将来への不安」に対することを主要因と捉えており、卒業までの学校生活や進学に向けて継続的に支援を行うよう学校へ指導した。

2 平成30年度の対応の概要について（Aの卒業後）

（1）経過

平成30年11月14日：AとAの母親からB及び部活動顧問に平成29年のAの自死未遂はBの責任であると連絡

平成30年11月15日：学校がBに聴き取り。Aの母親から教育委員会にBの処分を希望する旨の連絡

平成30年12月8日：AとBが直接会って、お互いに謝罪。

（2）本事案における学校の対応等について

- ・学校は、A及びAの母親から教育委員会へ連絡があったことを受け、Bへの聴き取り（Bの保護者への報告）、A及びAの母親への報告、教育委員会への報告、Aの進路先との連携等をこまめに行った。
- ・学校は、A及びAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、一定の調査の上、Bに対して謝罪の必要性等の指導を行い一定の解決を図る対応を行った。

3 令和3年の対応の概要及び調査委員会について

（1）経過

令和3年5月17日：Aが学校に対して、平成29年の事案を教育委員会がいじめと認定しているかどうかについて確認の連絡

令和3年6月8日：Aが教育委員会を訪れ、平成29年の事案に係る第三者委員会の設置を申出

令和3年9月9日：委員4名で構成する「鳥取県いじめ問題調査委員会」が発足

令和3年9月～令和5年3月：計26回の調査委員会を開催

令和5年3月30日：調査委員会が報告書を教育委員会に提出

4 報告書の内容（抜粋）

○いじめの認知について

- ・ Bは、Aに対してふざけて首を締めビンタしたこと等を認めており、また、「死ね」とか「役立たず」などといった言葉をAに向けることがあったことを認めている。したがって、少なくともBが認める上記の範囲において、Aに対する心理的又は物理的な影響を与える行為が行われたと言える。
- ・ 事後的ではあるが、AはBから受けた言動に対し、心身の苦痛を感じたと主張している。
- ・ しかし、Aは、平成29年当時、本件いじめに関する心身の苦痛を本件高校に訴えておらず、本件高校は、本件いじめを把握することができなかった。

5 報告書における提言及び意見書を踏まえた今後の対応について 別添1

- 教育委員会関係課における連携強化
- 管理職及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの研修の実施
- 全学校種悉皆によるいじめ問題に関する研修の実施
- 児童生徒理解に基づいたいじめの未然防止及び鳥取県いじめ対応マニュアルの周知
- 当該高等学校による被害者への謝罪及び、本事案を基にした校内研修の実施及び学校いじめ防止基本方針の見直し等の再発防止策の作成への指導助言

6 Aからの意見書の提出

令和5年4月26日付けで、Aから報告書に対する意見書が提出された。

その内容及び対応については、別添2のとおり

<事案の経過表>

年月日	内 容
H29 年度	<u>○いじめアンケートの実施</u> Aからのいじめの訴えはなし
H29. 11. 25	<u>○入水自死未遂</u> 自死未遂後病院に入院。入院中に2回目の自死未遂（首つり）
H30. 3	・ Aが高校を卒業
H30. 11. 14	<u>○自死未遂をBの責任と問う旨の連絡</u> ・ AとAの母親からB及び部活動顧問にH29の自死未遂はBの責任であると連絡
H30. 11. 15	・ Aの母親から県教育委員会へ連絡、Bの処分を希望。県教育委員会は当該学校へ連絡。 ・ 学校はAとAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、Bに聴き取りをするとともに謝罪の必要性等の指導をおこなった。
H30. 12. 8	<u>○AとBが直接会って謝罪</u>
R3. 5. 17	・ Aが高校に電話し、H29. 11のいじめを県教育委員会がいじめと認定しているか教えてほしいと連絡
R3. 6. 8	<u>○第三者委員会の設置申出</u> ・ AがH29年の事案に係る第三者委員会の設置を申し出
R3. 9. 9 ～R5. 3. 30	<u>○調査委員会を開催（全26回）</u> ・ 調査委員会からの報告書では、Bへの聴き取りの中で、Bが認めた範囲内においていじめの事実を認定（Bが認めた範囲） ふざけてAの首を絞めたりビンタをした。また、Aに「死ね」とか「役立たず」といった言葉を向けた。

今後の対応方針について

1 調査委員会からの提言への対応を含む県教育委員会の対応方針

《調査委員会からの提言への対応》

○自死（未遂）、いじめ等重大事態が起きた場合の組織体制を再構築されたい。高等学校課だけで処理するのではなく、いじめ・不登校総合対策センターの経験の蓄積を生かせる体制作り（認知、対応、報告等のチェックシステムを含むマニュアル作成等）や、SCや管理職が緊急時に安心して相談できる集団守秘義務の徹底された窓口の設置等を検討されたい。

＜対応方針＞

【教育委員会各課の連携強化】

学校担当課やいじめ・不登校総合対策センターなどが情報共有を常時行い、学校に対して速やかに適切な指導・助言を行えるようにする。

○職員の危機管理能力、相談対応能力を高めるために、緊急時に援助要請の主体となる管理職の研修及び校内専門職（養護教諭、生徒指導、相談担当、特別支援担当、SC、SSW等）への研修等、教職員研修の一層の充実を図られたい。

＜対応方針＞

【管理職及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの研修の実施】

自死企図等が起こった場合の管理職におけるリスクマネジメントやクライシスマネジメント並びに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務やその活用について研修を実施する。

【いじめ問題に関する行政説明会の実施（悉皆研修）】

令和3年度から継続して開催している全校種の生徒指導担当者等を対象とした「いじめ問題に関する行政説明会」を今後も継続して開催する。

○生徒の個別の特性に配慮した適切な指導体制を組織できる人材の配置（例えば、特別支援専門職の複数配置等）を再検討されたい。

＜対応方針＞

人材の配置を検討していくとともに、教職員の児童生徒理解に係る資質の向上を図る。

【hyper-QU 検査の実施及び活用研修会の実施】

心理検査 hyper-QU を活用し、生徒の困り感や学校内での人間関係等を客観的に把握し、生徒一人ひとりへの適切な対応を図るとともに、教職員が早期発見・早期対応のための個別の生徒へのきめ細やかな指導について学び、いじめ・不登校等の問題解消のための指導力の向上を図る。

【高等学校特別支援教育研修会】

高等学校における特別支援教育の充実を図るとともに、平成30年度から実施している「高校における通級による指導」について、研修報告及び設置校の取組発表を通じて理解・啓発を図る。

【特別支援学校のセンター的機能の活用】

障がいのある児童生徒等に対する個別の指導内容・方法について、高い専門性を持つ特別支援学校のセンター的機能を生かした助言を受けたり、相談したりすることによる支援の充実を図る。

○学校と協力して、全教科を通じて自立支援を含むカリキュラム（援助希求能力も含めたコミュニケーション能力の育成、挨拶・報告・連絡・相談力・ストレスマネジメント等働く人の基本スキルを支援するキャリア・進路支援等）を検討されたい。

＜対応方針＞

【スクールカウンセラーと協働した心理教育の推進】

スクールカウンセラーと教職員が協働して行うSOSの出し方に関する教育及び、ストレスマネジメント、アンガーマネジメントなどの心理教育の推進を図る。

2 当該高等学校の対応方針

《調査委員会からの提言への対応》

- 本件事例を題材にした研修会を開催されたい。自校の「いじめ防止基本方針」を振り返り、学校の立場で検証することが重要である。
- 言語・非言語でのコミュニケーションが苦手な生徒（すなわち、「何を考えているか分からない」「何も表現しないから問題がない」等と思われるタイプの生徒）への理解を深め、個々の発達課題とそれに対する手立てについて検討されたい。
- 生徒にとって学校は大切な場所であることを再認識し、学校現場では解決に至るには困難な問題を次にサポートしてくれる教育機関と、現場で通用する連携のあり方を検討されたい。
- 本件高校として卒業した現在の被害者に対して何が出来るのか（あるいは出来ないのか）について検討されたい。

＜対応方針＞

【学校いじめ防止基本方針の周知徹底】

自校の「いじめ防止基本方針」を振り返るとともに再度全教職員に周知徹底する。

【校内研修の実施】

本件事例を題材にし、いじめの未然防止及び適切な対応について研修を行うとともに、特別支援教育に関する研修を行い、個々の発達課題に応じた支援及び関係機関との連携について共通理解を図る。

【申立者に対する謝罪】

申立者が在学中の事柄について学校として何が足りなかったのか、また、今後同様の事案が発生しないような未然防止対策や発生した際の学校の対応方針などを明らかにし、申立者に説明するとともに謝罪をする。

申立者からの意見書の主な内容並びに当時の学校及び教育委員会の対応等について

- 1 平成29年（当時高校3年生）11月、12月の自死未遂について、学校は必要な各機関との連携を怠った。また、県高等学校課においては事態のフォローを怠ったことから学校の設置者として担う責任を放棄した。

＜当時の学校及び教育委員会の対応等＞

- ・自死未遂と捉えられる状況であり、学校は当初から高等学校課に報告するとともに、入院先主治医や関係機関と連携を取りながら対応している。
- ・学校は当時、本人及び保護者の言からは自死未遂に至った原因をつかめなかった。また、当時学校が行っていたいじめアンケートでも、いじめの兆候は確認できなかった。2度目の自死未遂の前に、「卒業すること」「卒業後のこと」に関する不安について語っていたことから、学校は将来への不安を主要因と捉え、関係機関と連携して対応するとともに、卒業後の進路先とも連携に努めていた。
- ・文部科学省への「報告」については、文部科学省からの事務連絡が「報告」を求める内容ではなく、「学校生活に起因」又は「全国的な報道」に該当する案件に関する報告について「協力要請」するものであり、当時の高等学校課は、本件がこれに該当するものとして捉えていなかったため、報告を行っていなかった。

- 2 卒業後の平成30年11月にいじめの被害を訴えたが、その訴えが軽視され、調査委員会が設置されなかったりするなど、いじめ防止対策推進法や、当該高等学校のいじめ防止基本方針に沿った対応がなされていなかった。

＜当時の学校及び教育委員会の対応等＞

- ・学校は、A及びAの母親からの申し出の後、Bへの聴き取り、Bの保護者への連絡、県教委への情報提供、進路先との連携等を行い、それらを踏まえて、A及びAの母親への対応（A及びAの母親からの質問等に対する説明等）を行っている。
- ・学校は、A及びAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、一定の調査の上、Bに対して謝罪の必要性等必要な指導を行った上で、BがAに謝罪しており、一定の解決を図る努力を行っている。
- ・当時の学校及び高等学校課は、既に卒業した生徒の卒業後に判明した在籍時の事案について、「いじめと認定すること」、「いじめの結果自死未遂にいたる重大事案と認定すること」、さらに「いじめの結果自死未遂に至った重大事案を文部科学省に報告（協力要請）すること」について、遡って判断するべきとの認識は持っていなかった。
- ・このことは、真摯に反省し、今後の対応に活かすべきものとする。

- 3 教育委員会は今回の問題を当該高等学校のみの問題とせず、鳥取県内のすべての公立学校において適切な対応がとれる体制となっているか確認し、いじめ防止対策推進法やいじめ対応マニュアルについて周知徹底を図れているか改めて確認すべき。

＜今後の対応＞

- ・別添1を参照

令和5年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について

令和5年7月21日
総合教育推進課
教育総務課

令和5年度第1回の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その概要を報告します。

- 1 日時・場所 令和5年7月19日(水)午後1時から2時40分まで(鳥取県庁 特別会議室)
- 2 出席者 知事、副知事、有識者委員、教育委員会(教育長、教育委員)
<有識者委員>

氏名	所属	氏名	所属
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表	福壽みどり	元 鳥取県 PTA 協議会会長
大羽 沢子	鳥取大学医学附属病院ワークライフバランス支援センター 特任助教	堀江 愛	伯耆町教育委員会・大山町教育委員会 スクールソーシャルワーカー
坂本 哲	株式会社アクシス 代表取締役	馬淵 牧子	Fitness Ja-んぐる 専属トレーナー
永見 真	学校法人翔英学園 米子北斗中学校・高等学校 校長		

3 概要

(1) 意見交換のテーマ

ア 令和4年度鳥取県の「教育に関する大綱」(第二編)の評価について 資料1

指標の達成状況

達成及び概ね達成したものは76.4%(68/89)であった(目標値に対して100%以上を「達成」、90%以上を「概ね達成」としている)。ただし、課題のある項目は依然低迷しており、引き続き改善に向けて取り組む必要がある。

<達成できた主な指標>

- ・英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合
- ・特別支援学校高等部(専攻科含む)卒業生の就職率(就職希望者に対する割合)
- ・学校の授業が分かる児童生徒の割合(中学3年/国語・数学)

<目標を下回った・十分でなかった主な指標>

- ・県立高校(全日制課程)の定員に対する入学者数の割合
- ・不登校の出現率
- ・全国学力・学習状況調査の国語・算数(数学)・理科の平均正答率が全国平均を上回る。

イ 令和5年度鳥取県の「教育に関する大綱」の改定について 資料2

次期教育の大綱(令和5年度から8年度(4年間))

構成：第一編(中期的な取組方針) 第二編(令和5年度の重点取組施策、数値目標)

取組方針：(1)主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進
(2)社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進
(3)誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり
(4)一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実
(5)健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

ウ 令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針(令和8年度~17年度)案について 資料3

エ 英語教育の推進について 資料4

オ いじめ重大事案の発生について 資料5

カ 不登校対応について 資料6

(2) 主な意見

<学力向上・英語教育の推進について>

- ・学力データが蓄積され、個々の学力の伸びが確認できる環境が出来たので、この活用により学校現場で一人ひとりに向き合い学力を伸ばす取組が試される。教育委員会としてよく現場の状況を把握してほしい。
- ・英語担当教員の英語力が高等学校では全国4位と高いのに、中学校では38位と差が大きい。令和4年度の調査で、中学生の英語力が前年に比較して極端に下がった要因は何かを分析して対応する必要がある。
- ・小学校で教科として英語がスタートしたが、どう中学校につながっていくか関心があった。「英語が好き」と回答する中学生の割合が少ないのが残念。ALTの活用が市町村によって差があると聞いているが、小学校から中学校への英語教育を連続性のあるものにするために、中学の英語の先生が小学校へ出かけて授業をするようなシステムの検討が必要。また、地域において、大学生らが小中学生と英語でコミュニケーションをとるなど英語を楽しんでいる取組に期待する。

<ふるさとキャリア教育について>

- ・企業の代表者が学校へ出向いて話をする今のスタイルは、生徒にとって話を聞くだけでおもしろくないと感じており、創意工夫・改善の余地がある。子どもたちの興味を引くようなやり方を研究していくべき。

- ・県内就職率が上がらないのは、県内企業より県外企業が魅力的に映っているということであり、県外企業の魅力発信の事例を研究し、魅力を伝える工夫をしないとイケない。
- ・地域課題を扱う探究学習の機会が増えており、地域資源を生かした体験・探究活動とふるさとキャリア教育との連携ができれば、さらに深めていけるのではないかな。
- ・教育において、ステークホルダーとの対話を重ね連携した取組を推進していくことは、ふるさとキャリア教育のみならず、学校が閉鎖的な運営をしないうえでもとても大切であり、地域全体で学校を育て、人材を育むためにも進めていただきたい。

<働き方改革・ICTの利活用について>

- ・ICT活用において、授業外での活用がどの程度できているかが、教員の業務効率を上げることにつながる。児童・生徒への課題（宿題）の確認や懇談の日程等の集計等はICTを活用し、どうしても紙が残る部分については、補助員に任せることによって業務効率上がり、生徒と向き合う時間を捻出できるのではないかな。
- ・各種研修の実施により、「教員の児童生徒へのICT活用指導力」は全国を上回って高くなっているが、教員の時間外業務が減らないことに、教員がICTを活用するために業務効率落ちていないかなという矛盾・疑問を感じる。十分な業務改善につなげるためには、ICT活用のメリットを実感し、使いこなすことが肝要である。

<いじめ・不登校対応について>

- ・「いじめを受けている」という児童生徒や保護者の訴えを、きちんと聞き入れ相談を受けとめていくことのできる受入態勢を整えることが重要である。
- ・いじめの事実を学校やソーシャルワーカーに伝え、表現することができない子どももいる。そこにアンテナを張りめぐらせてキャッチすること、周りの子たちも助け舟を出したり、一緒になって助けてと発信できるようなシステムがあると良い。
- ・不登校経験のある方から「今の子どもたちは多様な選択肢があっていいな」という声を聞いたが、教育支援センターなど多様な居場所の情報や、いじめ・不登校総合対策センターなど相談機関の情報が当事者に伝わっていないと感じる。保護者は、「育て方が悪かったのか、責められるのではないかな」という負い目を感じ、学校に助けを言えない場合がある。不登校は誰でも起こりうるということや、学校以外にも居場所となる選択肢はあり、心配しなくても必ずやり直せるということ、保護者に向けても地域に向けても発信するべき。
- ・学校生活の困難さやコミュニケーションの苦手さを感じている児童生徒がいるという調査結果がわかったのは良かった。学校は学習・集団生活の場面しかないので、早めに気づく仕組みづくり、アンテナを立てておくことが重要である。
- ・ハートフルスペースなど不登校児童生徒が通う居場所でも、勉強だけでなく、心の安定を与える効果がある運動を取り入れることも検討してはどうか。
- ・不登校対応について、先生方も様々な研修を受講していると思うが、研修後の実践が大事なので、実効性ある対応をできるよう考えていただきたい。

<医療的ケア児について>

- ・特別支援教育が充実し、医療的ケア実施体制も強化されてきたが、子どもが学校を卒業すると、日中の活動場所がなくなることが自立を妨げている。日中活動の場に週1回行き、残りは全部在宅で過ごしている子どもが増えている。福祉分野と連携して、医療的ケアの必要な子どもの自立につながる居場所づくりを進めてほしい。

<高校再編について>

- ・県外から志望者が殺到している魅力ある私立学校がある。そういう学校がどんな魅力づくりをしているのかを研究し、公私問わず取り入れていくことも必要ではないかな。
- ・「県立高校がめざす新しい姿」に異論はない。少子化による生徒数の減少に対して、学校規模の適正化は避けられないことだが、後退ではなくて前進する、新しいものを創るんだという気概で充実、向上を図り、社会的な需要に応えていくという前向きな議論となるよう進めてほしい。

(3) 副知事総括

- ・ふるさとキャリア教育にせよ、ICTの活用にせよ、主役は子どもたちであり、子どもを中心としているいろいろなことを点検していく必要がある。
- ・いじめについては、いじめを起こさないことが一番であるが、起きた場合に「私はいじめられている」あるいは「いじめを見た」と先生に伝える力と、それを受け止め解決していく複合的な力というのを子どもの目線でもう一度点検して整えていくことが必要。
- ・障がいのある子どもたちが卒業した後はどうやって自己実現していけるか、知事部局と教育委員会ですっかりと連携をして取組を進めていきたい。

令和4年度鳥取県の「教育に関する大綱」（第二編）の評価について

1. 令和4年度大綱に掲げる指標の達成状況等

指標の達成状況は、76.4% (68/89) と、概ね成果を上げることができた。ただし、課題のある項目は依然低迷しており、引き続き改善に向けて取り組む必要がある。

<達成できた主な指標>

- ・英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合
※中学生の指標は設定なし R4年度「英検3級程度以上の英語力を有する中学生の割合」34.6% (全国46位)
- ・高等学校での消費者教育の実施
- ・特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）
- ・学校の授業が分かる児童生徒の割合（中学3年／国語・数学）
- ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）

2. 主な課題

(1) 目標を下回ったもの（C評価となったもの[目標に対して90%未満]） ※実績の()は前年度数値

○県立高校の魅力化

・県立高校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合

〔目標〕全ての高校で70%を上回る 〔実績〕全日制22校中14校が達成（同）

<今後の取組>

- ・各校が取り組むべき重点事項を定め、学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施や国際バカロレア教育など、教育委員会・各校・地域が連携して、県立高等学校の魅力化や特色づくりの取組を行う。
- ・他県の県外生徒募集校と連携した大都市圏における県外生徒の募集活動を実施する。
- ・SNS等を活用した高校の魅力の情報発信を行う。
- ・学生寮の整備検討のほか、民間施設等を活用した県外生徒の受入環境整備を推進する。

○不登校問題 ※R3数値

・不登校の出現率（小、中、高とも目標値以下）

小〔目標〕0.4% 〔実績〕1.40% (1.19%)

中〔目標〕2.5% 〔実績〕4.48% (3.75%)

高〔目標〕1.2% 〔実績〕1.98% (1.64%)

<今後の取組>

- ・県と市町村が連携し、各市町村の実態や課題に応じた魅力ある学校づくりに係る取組をより一層進める。
- ・出かけるセンター（学校訪問型）研修や校長会等において、不登校支援に関するガイドブックの内容について周知し、要因・背景の見立てや児童生徒理解に基づいた適切な支援を早期に行うことの重要性について助言する。
- ・教員とスクールカウンセラーとの協働による心理教育のさらなる推進を図る。
- ・学校でのスクールソーシャルワーカーの活用をさらに推進するため、校長会や出かけるセンター（学校訪問型）研修等で職務内容の周知を図る。
- ・読み書きにつまずきがある義務教育段階の児童生徒に個別支援プログラムを実施する。
- ・ICTを活用した不登校の未然防止モデルを構築する。

○教職員の働き方

・時間外業務が月45時間、年間360時間を超える教職員数

小〔目標〕0人 〔実績〕月45h超：476.2人 (493.8人) 年360h超：1,053人 (1,122人)

中〔目標〕0人 〔実績〕月45h超：342.5人 (333.3人) 年360h超：652人 (637人)

義務〔目標〕0人 〔実績〕月45h超：32.2人 (25.0人) 年360h超：69人 (56人)

高〔目標〕0人 〔実績〕月45h超：67.3人 (60.3人) 年360h超：180人 (145人)

特〔目標〕0人 〔実績〕月45h超：19.1人 (9.5人) 年360h超：54人 (34人)

<今後の取組>

- ・「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」の各種取組を着実に推進させ、一層の働き方改革の推進を図るとともに、教員業務支援員の継続配置、業務の明確化と適正化、小学校高学年における教科担任制の導入と推進、共通学習用ツール等のICTの活用等による業務の削減、効率化を進める。
- ・令和5年度から令和7年度までが中学校休日部活動の地域移行の「改革推進期間」と位置付けられている中、本県における部活動改革を検討する。
- ・鳥取県部活動の在り方方針（運動部、文化部）に基づく部活動休養日や活動時間の遵守を徹底する。

○体力・運動能力・スポーツ

・**体力・運動能力調査における上位層の割合**（小5の男子女子、中2女子が目標値以下）

小5男	〔目標〕 42%	〔実績〕 32.4%	(31.1%)
小5女	〔目標〕 48%	〔実績〕 39.8%	(40.0%)
中2女	〔目標〕 66%	〔実績〕 55.7%	(66.4%)

＜今後の取組＞

- ・子どもたちが継続して運動する習慣を身につけるために、「遊びの王様ランキング」の活用を啓発していく。
- ・「授業が楽しい」と感じる児童生徒を増やすために、教員の指導力向上に努める。
 - 指導主事が体育、保健体育学習の研究会へ参加し指導助言を行う。
 - 学校体育講習会、教育課程研究集会を開催する。
- ・持久力、握力、腹筋力の向上させるための取組を実施する。
 - 体力向上推進計画書において、具体的な数値目標を設定する。
 - 「遊びの王様ランキング」において、新種目を追加する。（「みんなで3分間20mリレー」「1分間上体おこし王」）
- ・柔軟性を向上させるためにワンミニッツ・エクササイズ啓発パンフレットを配布し、目標となる数値を具体的に示す。（一人あたりプラス3cm）

(2) 全国学力・学習状況調査について

○学力調査の状況

・**国語・算数（数学）・理科の学力状況**

〔指標〕各教科ごとの県平均が全国平均を上回る

小6国語	〔実績〕 県64%	全国65.6%	県64%	全国64.7%
小6算数	〔実績〕 県62%	全国63.2%	県69%	全国70.2%
小6理科	〔実績〕 県63%	全国63.3%	—	—
中3国語	〔実績〕 県68%	全国69.0%	県63%	全国64.6%
中3数学	〔実績〕 県51%	全国51.4%	県56%	全国57.2%
中3理科	〔実績〕 県49%	全国49.3%	—	—

＜今後の取組＞

- ・学力向上に向けた中長期的な方向性と具体的な方策を示した「鳥取県学力向上推進プラン」を改訂し、全県で取組を推進する。
- ・学力向上推進プロジェクトチーム会議で外部有識者等から提案された助言や提言を参考に、市町村教育委員会と連携を図りながら取組を進め、全県展開を図る。
- ・鳥取県独自の「とっとり学力・学習状況調査」を県全体で実施することで、児童生徒の学力の伸びを把握し、成果と課題を明らかにするとともに、授業改善に向けてPDCAサイクルの徹底を図る。
- ・全国学力・学習状況調査作成に携わっている調査官等を招聘し、授業づくり研修会を実施することを通して、各学校における授業改善のさらなる徹底を図る。
- ・エキスパート教員の授業公開や授業動画を通して、学習指導要領の趣旨に沿った授業づくりのモデルを示し、各学校への周知徹底を図る。
- ・教員の指導力向上を図るため、Webサイトのコンテンツを整備し、エキスパート教員等によるモデル授業や研修の動画、各種資料等、授業改善についての資料を充実させるとともに、研修パッケージ等の校内研修向け教材を各学校で積極的に活用してもらうよう周知する。
- ・全県で算数単元到達度評価問題集と活用問題集を活用して、小学校の国語・算数の授業改善を図る。
- ・ICTをさらに効果的に活用した授業や児童生徒の情報活用能力の育成を図る取組等について授業公開等を通して県内に周知する。
- ・中学校の授業改善を推進するため、中学校定期考査研修会を国語・数学・英語で開催したり、中学校教育振興会の教科部会との連携を深める取組を行う。

＜改定案＞

鳥取県の「教育に関する大綱」

令和5年7月

鳥 取 県

はじめに

本県では、「教育振興協約」を締結（平成24年3月）し、知事と教育委員会とが連携した取組をスタートさせるとともに、知事、教育委員会、民間委員による「教育協働会議」を設置のうえ、PDCAサイクルを回しながら、教育行政に民意を反映させた本県独自の教育改革を進めてきました。平成27年度から各地方公共団体の長には、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を明らかにするための「教育に関する大綱」（以下、「大綱」という。）の策定が求められることになりましたが、先行的に取り組んできた「教育振興協約」を継承していく認識のもと、「鳥取県教育振興基本計画」を基本として、本県教育の中期的な取組方針や毎年度の重点的な取組施策、指標を定めた鳥取県の大綱を策定し、毎年度施策の推進を図ってきました。

令和5年4月、子ども基本法が施行され、国が強力なリーダーシップを発揮し、誰一人取り残さない、全ての子どもの健やかな成長を社会全体で後押しする社会を実現し、子どもの権利を保障し、子どもの視点に立った切れ目のない取組の展開が期待されています。こうした中、地方における人口減少、少子・高齢化や、グローバル化の進展、地域社会の教育力の低下など社会状況の変化をはじめ、学力の伸び悩み、困難な環境にある子どもたちへの対応など、本県教育の現状や課題等を踏まえ、大綱の改定を行いました。

ここに定める大綱を、子どもたちの育ちを支える私たちの目標（めざす姿）として共有し、子どもたち一人一人が自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、社会の在り方が劇的に変化する中でも、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化に対応して学び続け、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、知事部局、教育委員会、学校現場及び地域が一丸となって、鳥取県の子どもたちの未来のための教育施策を効果的かつ着実に進めていきます。

第一編 令和5年度から令和8年度までの中期的な取組方針

1 主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進

Society5.0時代の到来など、社会の在り方が劇的な変化を遂げようとする中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会の変化が加速度を増し、予測困難な時代になってきています。こうした時代の中で、様々な社会的変化に対応して学び続け、社会における新たな価値の創造を牽引できる持続可能な社会の創り手を育む必要があります。

全国学力・学習状況調査の結果によると、平成29年度以降、複数の教科で全国平均を下回っており、子どもたちの知識・技能の確実な習得及びそれを活用する力や自分の考えを表現する力等が課題となっています。誰一人取り残さず、すべての子どもたちの可能性を引き出す学びを日常の教育活動に取り入れることは、一人一人の自己肯定感、豊かな心を育むことにもつながります。

このため、全国に先行して少人数学級の取組を推進し、鳥取県独自のとっとり学力・学習状況調査を通じて、児童生徒一人一人の学力や学力を支える力の伸びを把握し、わかる・伸びるに着目した連続性のある個に寄り添った学力向上対策に取り組みます。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善のさらなる推進、カリキュラム・マネジメントの確立による学校教育の改善・充実など、確かな学力の定着や学ぶ意欲を高める取組を学校組織が一体となって進めていきます。

さらに、DX^{*1}の加速化、SDGs^{*2}の達成、カーボンニュートラルの実現など、困難かつ社会的な影響の大きい課題への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした学びの変容を発展させ深化させていくためにも、教育DX、GIGAスクール構想^{*3}のさらなる充実、情報・データサイエンス、グローバル化に対応する英語教育、海外留学の推進、国際バカロレア教育を始めとした探究的な学びを展開し、デジタルやグリーン等の成長分野の人財を育成するなど、未来を担う子どもたちの能力と学び続ける力を育む学校教育の充実を図ります。

そして、学校教育を支える教職員の安定的な確保・育成、授業力・指導力向上に資する計画的な研修や相互の学び合いを進めながら、教職員の多忙解消・負担軽減、心身の健康保持に努め、子どもたち一人一人の指導に専念できるよう、校務ICT化をはじめとした教育DXの推進による業務の効率化など、学校現場における働き方改革を一体的に進めます。

また、少子化の進行により、特に中山間地域の県立高等学校では、定員を充足しない現実もある中、持続可能な地域づくりにつながる地域と連携した県立高等学校の在り方について、抜本的な検討を行うとともに、すべての高等学校が学校改革を進め、生徒や保護者、地域等のニーズに応える魅力ある学校づくりに取り組み、併せて県外からの生徒の受け入れを積極的に推進します。

*1 「DX」は、Digital Transformationの略。デジタル化によりサービスや業務、組織を変革すること。

*2 「SDGs」とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標のこと。

*3 「GIGAスクール構想」（GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの略）とは、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。小中学校では令和3年度から一人一台端末の導入が開始され、県立学校でも令和4年度より学年進行で順次導入が開始されている。

2 社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさと キャリア教育の推進

世帯構造の変化やライフスタイルの多様化が進み、家庭を取り巻く環境の変化、地域のつながりの希薄化、地域活動の担い手の固定化・高齢化によって、地域社会の教育力の低下が課題となっており、地域で子どもを育むことの重要性が改めて見直されています。

また、社会や地域への関心が低い子どもたちも増えており、持続可能で活力ある社会をつくるためには、地域と連携・協働し、「ふるさと鳥取」を支える「人財」の育成が急務となっています。

このため、自然、歴史文化、人物など地域の良さを学び、郷土への愛着と誇りを醸成する学習を幼児期・小・中・高一貫して体系的に行うとともに、総合的な学習の時間や校外等での学習などの機会も捉えながら、地域資源（自然、施設、人財等）を生かした体験・探究活動を通して、「生きる力」を身に付け、子どもたちが将来にわたり「ふるさと鳥取」を思い、様々な場面で「ふるさと鳥取」を支えようとする意欲を養う「ふるさとキャリア教育」を推進していきます。

さらに、子どもたちが異学年の子どもや多様な世代の地域の大人たちと関わり、地域社会の温かい見守りや励ましを通じて自分のよさや可能性を認識し、成長していけるよう、教育に関わるステークホルダー^{※4}との対話を重ね、コミュニティ・スクール^{※5}と地域学校協働活動^{※6}の一体的推進を加速し、連携した取組を広く発信し周知を図るとともに、子育ての悩みや不安を抱えた保護者への家庭教育に関する学習機会の提供や相談支援体制の整備などにより家庭教育の充実を図ります。加えて、地域学校協働活動の推進メンバーともなるPTA、子ども会など社会教育団体相互のつながりづくりや持続的に地域コミュニティを支える人財の育成を進めるとともに、図書館・博物館などの社会教育施設の機能充実も含めた生涯学習環境の拡充などにより、地域社会全体の教育力を高めていきます。

また、地域ニーズに対応できる人財の育成を目指して、地域の魅力ある企業等を知り、直接経営者から学びとる機会の提供や企業等と連携した職場体験、インターシップなどの充実や、本県出身の学生に県内の魅力ある企業情報を確実に届ける取組などを進めます。

※4 直接的又は間接的に影響を受ける利害関係者。(例) 教育関係団体、地方公共団体、子ども、保護者など。

※5 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、保護者や地域住民等が参画して学校運営等について協議する合議制の機関。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」という。地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5により学校ごとの設置が努力義務となっている。

※6 地域住民・団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

3 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり

教育現場では、いじめや不登校、支援が必要な児童生徒や外国人児童生徒等が増加傾向にあり、特別な配慮を必要とする児童生徒への継続した対応が課題となっています。

子どもたち一人一人に寄り添ったきめ細かな指導の充実による学力・学習意欲の向上や、安全・安心な学習・生活環境づくりを推進するため、国に先んじて市町村と協働して進めてきた本県独自の少人数学級を令和7年度に向けて段階的に拡充します。

加えて、政治や選挙に対する関心を高め主体的に社会に参画する力を育成する主権者教育、成年後に自立した消費者として健全な消費生活を送るための消費者教育の推進など、社会の一員としての自覚と責任を促します。

また、不登校が増加傾向にあり、いじめ等の問題行動もある中、発達段階や家庭・生活環境の変化などの様々な状況に応じた適切な支援が求められていることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した実効的な教育相談体制のさらなる充実を図り、学校と家庭、地域、関係機関が一丸となって個々の不登校児童生徒に応じた効果的な支援を行うとともに、子どもの居場所づくり、フリースクールなど多様な学びの場・学び直しの機会の充実、外国人児童生徒への教育支援に、総合的に取り組みます。

そして、児童虐待やヤングケアラーの学校や地域での早期発見及び関係機関と連携した早期支援など、地域の絆を活かした孤独・孤立を防ぐ包括的な支援体制づくりを進めるなど、困難な環境にある子どもたちが、学校や地域、関係機関等の支援を受けて様々な形で学び、子ども同士や大人との関わりの中で自己肯定感・自己有用感を育むとともに、子どもたちが多様な個性、価値観を認め、他者に関心を寄せ思いやることを通じて、安心して学べる環境づくりを推進します。

さらに、様々な理由により義務教育の機会を十分に得られなかった人に対して、自分らしい学びの機会を提供する、県立夜間中学の教育活動を展開します。

加えて、登下校時の安全確保や感染症対策も含めた学校施設等の安全安心な環境整備を行うとともに、学校の防災力強化や防災教育の充実、健康教育や情報モラル教育の推進など、子どもたちの命や安全を守る取組を進めます。

4 一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実

現在、県内の公立特別支援学校には、約720人の幼児児童生徒が在籍しているほか、県内の公立小・中学校の特別支援学級や通級指導教室で指導を受けている児童生徒は約2,800人に上り、特別な教育的支援を必要とする子どもたちは年々増えている状況にあります。

また、障がいのある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、輝ける存在として社会でいきいきと暮らしていくためには、子どもはもちろん、保護者・家族に寄り添い理解を深めながら、子どもたちの発達段階に応じた支援を検討し、一人一人のニーズに対応した教育と教育に繋げる生活支援とを一体的に進めていくとともに、誰もが幼い頃から障がいに対する理解を深め、共生の心を育む学校・地域づくりを進めていくことが重要です。

このため、障がいの早期発見と診断、専門機関への円滑な接続や相談支援の充実を図り、就学前から高校卒業後まで切れ目ない教育を推進するとともに、本人・保護者の意見を尊重し、障がいのある子ども一人一人の状態、本人の教育的ニーズ、保健・福祉、医療等の専門的見地、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点からの適切な就学先決定、個別の教育支援計画の作成・活用による個別最適な学びの提供、及び就労支援と職場定着に取り組むほか、ICT機器等を活用した学習機会の確保や医療的ケア実施体制のさらなる充実を図ります。また、発達障がいと診断された児童生徒等の進級・進学にあたり、学年間、学校間において、個別の教育支援計画等を活用し適切な引継ぎを行うとともに、校内支援体制や通級指導体制の拡充など、個別の教育的ニーズに的確に応える教育環境づくりを進めます。

さらに、特別支援学校がその専門性を基盤として、地域の小・中・高等学校等の多岐にわたる支援依頼に基づき、児童生徒等の個に応じた適切な助言・援助を行う特別支援教育拠点としての役割を担えるよう、教育相談や研修機能の充実を図ります。

加えて、障がい特性と発達に応じた指導を実現するための教職員の専門性向上や、本県からスタートした「あいサポート運動」の“障がいを知り共に生きる”理念を子どもたちに伝え実践につなげるほか、小・中・高等学校等での手話学習の充実に取り組むとともに、県民へのろう者及び手話への理解・啓発を進めます。

5 健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

社会生活の変化や新型コロナウイルス感染症の影響から子どもたちが体を動かす機会が減少し、意欲の減退が懸念される中で、豊かな心と健やかな体を育む基礎となる運動の機会充実が一層求められています。

また、グローバル化に対応し地域に貢献できる豊かな人間性を持った人財の育成に向け、子どもたちが世界中の優れた文化芸術や、本県の偉大な先人たちが築き上げてきた伝統、歴史、芸術などに触れて視野を広げ、多様な価値観を身に付け、心を満たし精神の豊かさを高めることが重要です。

さらに、スポーツや文化芸術での本県出身選手の世界や全国の舞台での活躍は、子どもたちに夢や希望をもたらします。

このため、子どもたちの基礎的な生活習慣の確立や、幼年期から運動（遊び）が日常的に定着し習慣化されるよう運動機会の確保・充実を図るとともに、中学校部活動の地域移行に対応し、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の環境整備、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会や指導者のスキル向上の機会を創出し、世界の舞台で活躍できる可能性を秘めたジュニア競技者の発掘・育成に取り組むほか、生涯にわたって健康を保持・増進し、豊かなスポーツライフの実現に取り組みます。また、障がい者スポーツ拠点による障がい者スポーツ支援体制を活かした人材育成を推進し、障がいの特性や程度に応じたスポーツを行う機会の確保等の取組を通して、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めます。

加えて、子どもたちが多彩な文化芸術に親しむ環境づくりを進めるとともに、障がいの有無に関わらず、文化芸術活動を通していきいきと活躍できる場の充実を図るほか、弥生文化の遺構・遺物を活用した体験活動、子どもたちが県民の財産である文化財や伝統文化を学び、接する機会を創出するなど、次世代への継承にも取り組めます。また、県立美術館を核として、対話型鑑賞プログラムなど「アートを通じた学び」を支援する方法等を実践的に研究・蓄積する機能「アート・ラーニング・ラボ（A. L. L.）」を稼働させ、子どもたちをはじめ全ての人々がアートを身近に感じて、楽しむことを目指し、子どもたちの想像力や創造性をはじめとした様々な能力向上を図ります。

第二編 令和5年度重点取組施策

1 主体的に学び持続可能な社会の創り手を育む学校教育の推進

① わかる・伸びるに着目した授業改善の推進

児童生徒が最も長い時間を過ごし、学びを享受する場である授業において、わかる・伸びるに着目した授業改革を進めます。思考力、判断力、表現力を一層高めるため、探究的な学び等を通して、主体的・対話的で深い学びの実現に資する取組を進めるとともに、質の高い授業を提供等するため、小学校高学年における教科担任制の導入を推進し、教員の授業デザイン力を高め、地域の魅力を生かした特色ある授業を推進します。

さらに、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育成するため、地域や地元産業界と連携して教科等横断的な視点でカリキュラムを組み立て、学校全体で組織的・計画的に指導改善を進めるなど、カリキュラム・マネジメントの確立によって、学校における教育活動の質の向上を図ります。

② 学力向上策の推進

全国学力・学習状況調査から明らかになった学力課題の解決に向けて策定した「鳥取県学力向上推進プラン」を踏まえ、戦略的、短期・中長期的な視点から学力向上施策を実施します。

市町村との連携をより一層強化し、全県一体となった学力向上を推進するとともに、学力向上推進プロジェクトチーム会議で外部有識者等から提案された助言や提言を参考にしながら取り組みます。

学力向上施策として、全国学力・学習状況調査に係る専門家を講師とした研修会、授業改善の具体的な取組を解説した県独自の動画教材や、今、求められる資質・能力を育成する授業づくりについてエキスパート教員の授業実践とともに解説した研修動画等による校内研究など、課題である知識や技能等を実生活の様々な場面で活用する力の向上に焦点化して取り組みます。

また、市町村と連携し、継続した学校訪問等により、教員の授業力の向上に向けて指導助言を行うとともに、少人数学級の導入を段階的に進めながら、学校全体で組織的に授業改善に取り組みます。

さらに、鳥取県独自の学力調査である「とっとり学力・学習状況調査」を実施し、児童生徒一人一人の学力の伸びや学力を支える力を継続的に把握するため分析シートを活用し、わかる・伸びるに着目した個に寄り添った指導・支援を推進するための授業改善に取り組みます。また、学校全体で組織的・計画的にデータ活用できるよう、その活用法について学校管理職や教職員を対象とした研修会等で広く周知、普及するとともに、外部有識者によるデータ解析について検討していきます。

併せて、必要に応じて家庭学習の質の向上に役立つ好事例を示して助言したり、eラーニング教材の家庭学習での効果的な活用等を指導したりするなど、子どもの学習習慣の定着につながる取組を進めます。

③ 幼保小連携・接続や小・中・高等学校における連続性のある教育の推進

「鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）」に定める鳥取県が目指す幼児の姿「遊びきる子ども」の育成に向け、豊かな自然を生かしながら、主体的な遊びを中心とした幼児教育の充実に取り組みむとともに、「幼保小の架け橋プログラム」の取組を通して小学校教育との円滑な接続等を図ることを目指し、幼保小連携・接続の取組を推進します。

さらに、幼児教育の推進体制を強化するために設置した「幼児教育センター」において研修の充実、市町村の体制整備の支援など、幼児教育の充実に取り組みむとともに、市町村同士の連携強化を図り、全県の幼児教育の質の向上を目指します。

また小・中・高を見通した学習内容の定着と応用力の育成に取り組みます。なお、進学によって学ぶ環境が変わっても、ふるさとキャリア教育の学びの取組・成果の円滑な引継がさらに深められるよう、キャリア・パスポートや分析シートなど有用な教育的データの引継ぎ、活用可能性について検討します。

④ 教員の安定的な確保・育成と働き方改革の一体的推進

学校教育を支える教員の安定的な確保に努め、教員の大量退職・大量採用の中、教員の資質向上に関する指標及び教員研修計画に基づき、若手教員の育成やミドルリーダーの育成に取り組みむとともに、新たにエキスパート教員を認定し、エキスパート教員の授業公開及び授業映像の配信・共有等を通じて、教員が互いに学び、指導力を向上させる仕組みを構築するほか、私立中学校・高等学校における教員研修、教育研究等の取組について支援を行います。

併せて、教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、会議運営の効率化や校務分掌の再編など、各学校における新学校業務カイゼンプランの取組の実施と、教員業務支援員や部活動指導員の増員、教科担任制の推進、学校及び教員が担う業務の明確化、部活動休養日の適切な設定、教育DXの推進、AI採点システムの導入など効果的なICT活用の推進や校務支援

システムの活用等により、教職員の多忙解消と負担軽減に向けた取組を推進するほか、私立中学校・高等学校における教員の負担軽減のため、多様な専門スタッフや外部人材の活用等を支援します。

加えて、教職員一人一人が十分に能力を発揮し、職務を果たすことができるように、メンタルヘルスクアなど、教職員の心身の健康保持増進に向けて取組み、働きやすい職場環境づくりを進めます。

⑤ Society5.0時代にふさわしい教育DXの推進

令和2年度に策定した「鳥取県学校教育情報化推進計画」に基づき、民間企業等と連携しながらICTを活用した「とっとりの学び」を構築し、今後更なる定着に向けて「学びの改革」を推進するとともに、児童生徒の健康面への配慮についても留意しながら、一人一台端末の活用による12年間の連続した学びの実現を目指します。

また、「GIGAスクール構想」の実現に向けた学びの質的転換に合わせ、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、一人一人のニーズや理解度に応じた個別最適化された学びや、交流学习や他地域との遠隔授業などの協働的な学び、STEAM教育^{※7}などの教科横断的な学びを推進していくため、教員研修や各種研修動画サイトの映像視聴による教員のICT活用指導力の向上やICT支援員の充実、小学校から高等学校までの県下共通の学習ツール活用による一貫した取組、様々なデジタル情報資源にワンストップでアクセスできる「総合型教育ポータルサイト」のコンテンツ整備、実社会と学校の教育活動のマッチングの仕組みづくり、個々の学習、生活、健康など各種教育データを活用した客観的根拠に基づく質の高い教育への取組を進め、鳥取型教育DXの実現を推進します。

さらに、英語等のデジタル教科書活用などの一層の推進、プログラミング的思考の視点を取り入れた授業や取組、統計学や数学などデータを活用した分析、資料作成及びプレゼンテーションなどの充実を図ることにより、探究的な学びを深め、高等学校においては、機種を指定した自己所有端末の使用(BYAD^{※8})により「主体的・対話的で深い学び」を促進します。

併せて、県内すべての学校における端末活用の日常化や子どもの学びを支えるGIGAスクール運営支援センターを拡充し、支援基盤を構築します。

⑥ 科学・ものづくり教育の推進

「科学の甲子園ジュニア」等の全国大会への出場権をかけた科学の競技会、「とっとりサイエンスワールド」や科学実験教室の開催などにより理数系分野の学習意欲の一層の向上や科学に触れる機会を提供するとともに、教員の理数教科の指導力の向上に取り組みます。

また、幼児期からものづくりを体験するなど産学官協働で取り組むものづくり教育や「高校生ものづくりコンテスト全国大会」等の各種競技会への参加などの実践活動を支援します。

さらに、児童生徒の創造力やチャレンジ精神、ものづくりへの技術を高めることで、創造する学びを今後の人生や社会に生かす力と人間性を涵養するため、産学官が連携した知財創造教育を推進するほか、地域の産業力を高めるため、製造業の現場でAI等のデジタル技術を活用できる人材の育成を目的に、高校生を対象としたシステムデザイン、データサイエンス、AI実装演習等を通じて「スーパー工業士」として認定する制度を新設し、ものづくり産業の人材育成を進めていきます。

⑦ グローバル化に対応した英語教育の推進

児童が英語に慣れ親しみ、生徒の英語による発信力やコミュニケーション能力の強化を図るため、「小・中・高一貫した学び」を重視した英語教育を推進します。

小学校英語専科加配教員の活用や外部講師による実践的な指導法研修などの取組により教員の指導力向上を図るほか、すべての公立中学生と小学6年生(希望者)に外部試験(英検IBA)を実施し、試験結果を分析・活用して、より効果的な指導方法を普及させることで英語を聞く力・読む力・話す力・書く力の4技能統合型の授業改善を推進し、生徒の英語力の強化を図ります。

さらに、児童生徒の、異文化の多様性を理解し尊重する姿勢・態度を育成し、主体的に英語によるコミュニケーションを図る態度や能力を高めるため、ALT(外国語指導助手)等のネイティブ・スピーカーと学ぶ好事例を横展開する教材作成やオンライン英会話レッスンなど、日常的にALT等と触れ合う機会の創出、ALT等と過ごす英語での発信力養成キャンプや海外留学・海外体験への支援、海外高等教育機関と連携した取組などを通じて英語を実践的に使う機会の充実や創出に努めます。

^{※7} STEAMは、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学・ものづくり)、Arts(芸術・リベラルアーツ)、Mathematics(数学)の略。STEM(Science, Technology, Engineering, Mathematics)に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でArtsを定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習。

^{※8} BYADは、Bring Your Assigned Deviceの略。

⑧ 国際バカロレア教育による探究的な学びの展開

令和5年度に一期生が入学する国際バカロレア教育（令和6年度から授業が本格的にスタート）の展開に向け、学習環境の着実な整備を行うとともに、国際バカロレア教育の認知度向上及び機運の醸成に向けた広報活動を進め、国際水準の教育プログラムを展開し、グローバル社会を生き抜くための探究する力や挑戦する力等を身に付けた次代をリードする人材や海外の大学への進学等も選択肢とする国際的な視野を身に付けた人材の育成、国際バカロレア教育による特色ある教育成果の他校への還元による探究学習等の取組の深化により、県全体の学びの質の向上につなげます。

⑨ 地域に根差した魅力ある学校づくり・県立高等学校の在り方検討

各校が取り組むべき重点事項を定め、学力向上や資格取得の促進、地域や企業等と連携した教育活動の実施や、国際バカロレア教育による探究的な学びの展開など、教育委員会・各校・地域が連携して全国からも注目されるような県立高等学校の魅力化や特色づくりに取り組み、生徒・保護者が「行きたい、行かせたい」、また地域からも支援される学校づくりを進めます。

高等学校の存在は、地域の活力を維持し持続可能な地域づくりを進めるうえでこれまで以上に大きくなっている中、今後も続く児童生徒数の減少等を見据え、地元自治体と連携協働を図り、人づくり・学校づくり・地域づくりに取り組む姿を魅力として打ち出しながら、積極的に県外の生徒を募集し、生徒が切磋琢磨し地域全体の活力を高めていけるよう、情報発信の充実、大都市圏での県外生徒の募集活動、学生寮の整備検討などの受入環境の充実など、県外から生徒を受け入れるための取組を推進するとともに、教育審議会の答申を基に令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、学校再編や統廃合などを含め、子どもの未来を拓く特色ある学校づくりに向けた基本方針の策定を進めます。

<指標>

指標項目	指標
全国学力・学習状況調査結果の各教科の県の平均	全学年全教科で全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査結果の各教科の「思考・判断・表現」に関する問題の全国平均に対する県平均	全学年全教科で全国平均を上回る
とっとり学力・学習状況調査結果の各教科の学力レベルを伸ばした児童生徒の割合	全学年の国語で65%、算数・数学で70%を上回る
学校の授業が分かる児童生徒の割合	小学校国語86%、小学校算数85% 中学校国語79%、中学校数学74%
県立高校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合	全ての高校で70%を上回る
高校卒業後の進路決定率	100%
県内高卒者の大学等進学率	48%
難関国公立大学の合格者数	120人
英検準1級以上等の英語力を有する英語科教員の割合	中学校65%、高校97%
英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合	52%
英検3級程度以上の英語力を有する中学生の割合	50%
教員の児童生徒へのICT活用指導力の割合	全国平均を上回る
「身に付けた知識・技能や経験を、生活の中で活用できないか考える」児童生徒の割合	小学校74%、中学校50%
「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」高校生の割合	75%

「読書が好きである」児童生徒の割合	小学校77%、中学校75%、高校70%
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小学校85%、中学校85%
時間外業務が月45時間以下の教職員の割合 ※3から移動	100% (全校種共通)
教職員の年次有給休暇取得日数 (夏季休暇を含む) ※3から移動	年間17日以上 (全校種共通)

2 社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進

① ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人財の育成のため、「美しい星空をはじめとした豊かな自然に触れる機会」や「地域の大人と語り合い多様な価値観に触れる機会」を提供し、ふるさとの良さを感じる体験活動の充実を図るとともに、身近な大人である保護者や教員がふるさとの優れた企業を知り、児童生徒と共有できるよう、保護者等への情報発信、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話、県内企業訪問ツアー、県内修学旅行の支援等を実施し、幼児期から高等学校までの各段階に応じたふるさとキャリア教育に取り組みます。

さらに、小学校から高等学校までを通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさとキャリア教育の学びをつないでいくとともに、その効果的な活用方法の研究・実践や、教員への研修など、小学校から高等学校までの系統的なふるさとキャリア教育に取り組みます。

また、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターンシップに取り組むなど、農林水産分野における本県の将来を支える若き担い手を育成します。

② 校外等での学習の取組の推進

高等学校において、生徒の学びの深化や、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、生徒の社会への主体的な参画意識を向上させるため、体験的活動や専門家による直接指導など、校外を活用した取組を進めます。

また、児童生徒の校外等での学習に取り組むすべての市町村や私立中学校を支援するなど、全県的に取組を推進します。

③ 自然体験活動等の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性及びふるさと鳥取への愛着と誇りを育むため、学校や関係機関等と連携した青少年社会教育施設での自然体験活動、集団宿泊体験や鳥取県の美しい星空環境を生かした体験活動など地域資源（自然、施設、人財等）を生かした取組を推進するとともに、家庭環境等に困難を抱える子どもたちに体験格差が生じないように、自然体験等の活動を支援します。

④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会で熟議し承認された教育目標やビジョンを地域と学校で共有し、目標の実現に向けて地域と学校が協働して行う活動を一体的に進められるよう、市町村教育委員会や公立学校等を支援します。

また、地域学校協働活動を活性化し持続可能なものとしていくため、より多くの地域住民や保護者、PTAや子ども会などの社会教育団体、企業等ステークホルダーの参画を得て目的を共有し、「やってよかった」と地域も学校も思える活動を展開するとともに、活動を通じて児童生徒も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられる取組となるよう、継続的な相談支援や人財育成、好事例の情報発信等を進めます。

⑤ 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子ども教室等の取組の充実に加えて、地域住民等のより一層の参画を図ります。

また、学校、家庭、地域（個人・団体・企業）等のステークホルダーが対話・連携・協働して子どもを育てるため、全ての小・中学校区に地域学校協働本部を整備し地域学校協働活動の推進を図ります。

さらに、「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を県内企業等に周知し、協力企業を増やすなど、

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、社会全体で家庭教育を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

⑥ 家庭教育の充実

基本的な生活習慣の確立や自己肯定感、規範意識等、子どもたちの豊かな心と体を育てていくため、市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流や家庭教育支援員等による支援を行うなど、家庭における教育力の向上を促進するとともに、訪問型家庭教育支援をはじめとする「届ける家庭教育支援」の充実を図ります。

さらに、家庭教育アドバイザーや「とっとり子育て・親育ちプログラム」ファシリテーターの派遣、啓発リーフレットの作成・配布など、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談対応の体制を充実するとともに、鳥取県家庭教育推進協力企業の協定締結を推進、家庭教育の充実に向けた職場環境づくりを進めます。

⑦ 生涯学習・社会教育の推進

核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等が問題となっていることから、社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上や子どもたちの健全育成を図るとともに、社会教育関係団体に活躍する人材の育成等を支援します。

さらに、社会総がかりで子どもたちを育む地域づくり人づくりの核となる社会教育関係者の育成と資質向上を図り、公民館など地域の学びの場を拠点とした地域のつながりや多世代間交流を深めるとともに、多様な主体が参画する地域学校協働活動において、人と人をつなぎ、図書館・博物館などの社会教育施設の機能も含めた生涯学習環境の充実やリカレント教育・学び直し機会の提供などにより地域の教育力を高めます。

⑧ 県内企業情報の確実な提供

企業側のインターンシッププログラムの充実などに取り組み、学生が低学年のうちから県内企業や地域を認知、県内就職を意識し、Uターン就職を視野に入れた幅広い職業選択ができるよう支援します。高等学校在学中の生徒や保護者等に対し、鳥取県内の就職に関する情報及び地域との関わりを継続するための情報を提供するスマートフォンアプリ「とりふる」の機能や利便性の向上を図りながら、登録を働きかけるとともに、とりふるを鳥取県とつながりを持つ高校生、大学生を中心とした若者定住に向けたプラットフォームと位置づけ、オンラインや冊子など様々なツールを組み合わせ魅力ある企業情報を発信します。また、県外にいながらメタバース等のデジタル環境で鳥取と関わることができる若者のコミュニティ「バーチャルとっとり」を構築し、県内外の若者の交流を創出するとともに、家族をターゲットとした就職家族応援キャンペーンの実施により家族単位のとりふるへの登録を進め、若者のI J Uターンを促進します。

<指標>

指 標 項 目	指 標
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	70%
県外大学等に進学した県内出身者の県内Uターン就職率	39%
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	小学校74%、中学校65%、高校50%
「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の割合	小学校82%、中学校75%、高校70%
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学校90%、中学校75%、高校80%
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合	76%
「地域の行事に参加している」児童生徒の割合	小学校85%、中学校59%、高校50%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学校54%、中学校46%

「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」 高校生の割合	60%
児童生徒に対し、前年度に、教科等の指導に当たって、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った学校の割合	小学校85%、中学校80%

3 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり

① 小学校における30人学級の推進

国に先行して実施してきた少人数学級については、学力・学習意欲の向上、不登校や特別な支援を必要とする児童の増加等の諸課題に対し、引き続き子どもたち一人一人に丁寧な対応を行う必要があるため、これまでの成果を検証しながら、課題解決に向けた取組を進め、国よりさらに一歩先行する形で本県独自の30人学級の取組を小学校において、段階的に拡充します。

② 主権者教育の推進

小・中・高等学校のそれぞれの段階において、教科における指導のほか、地方議会見学、中学生議会や模擬投票への参加等の実践的な活動など、主権者教育の取組を推進します。

③ 消費者教育の推進

成年年齢の引き下げに伴い、高校生が責任ある消費者になるとともに消費者被害に巻き込まれないよう、消費生活センターと連携した出前講座の実施等、高等学校における金融や消費生活等に関する教育を推進するほか、高校生を対象にSNS配信用の広報動画を募集するなど、高校生が自ら啓発に取り組む機会を提供します。

また、現在及び将来の環境や人・社会に配慮した持続可能な社会の構築を意識した思いやり消費（エンカル消費）の実践を推進するため、具体的な行動に結びつく普及啓発に取り組みます。

④ いじめ防止と他者理解の取組の充実

メール・電話を活用したいじめの通報・相談システムの活用など、いじめの早期発見・未然防止の取組を進めるとともに、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」において、いじめ・不登校対策・暴力行為等、諸課題の解決に向け、関係する機関・団体と連携し、事案の具体的な対策を検討し、課題を抱える学校に対して重点的に訪問・指導助言を行います。

そして、市町村教育委員会や各学校において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるようにするため、「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の強化を図ります。加えて、いじめに関する校内研修が充実するよう、生徒指導担当等を対象にした悉皆の研修や、いじめに係る初動対応についての研修用の動画資料の学校教育支援サイトへの掲載を行います。

また、学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムの普及やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）の排除などに取り組むとともに、インターネット上の人権侵害など現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育や子どもたち一人一人が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、人権が尊重される社会づくりに向けた人権教育にも取り組みます。

⑤ 子どもに寄り添い安心して学べる学校体制の構築

不登校や支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援については、不登校の未然防止や児童生徒理解に基づいた支援が行われるよう、教職員の対応力向上をはじめ、不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化を図るため、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修や学校・関係機関等が有するノウハウの共有等を行います。あわせて、ICTを活用した不登校の未然防止モデルの構築、教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」やICT等を活用した自宅学習支援の取組のほか、安心して過ごせる居場所の確保など、子どもの自己肯定感を醸成する取組などを進めるとともに、保護者向け等の相談窓口を設置するなどの支援を行います。

さらに、高等学校不登校生徒、中学校卒業後及び高等学校中途退学者で進学や就労していない者の学校復帰や就労等を促進するため、教育支援センターにおいて、市町村や医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）型も含めた支援を行うとともに、中学校卒業時や高等学校等中途退学時に進路が決まっていない者については、保護者の同意の下、市町村と情報共有を図り、切れ目のない支援が行き届く体制を構築します。

⑥ 子どもが成長する安全・安心な居場所づくりと多様な学びの機会の確保

家庭や学校に居場所がないなど困難な環境にある子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所を確保し、地域の大人や異年齢の子どもたちと関わりながら一緒に食事や勉強をしたり、生活習慣の形成や学習のサポートを受けられる環境を整えるとともに、進路等の相談支援を通じて成長を支え、自己肯定感を高めることのできる子どもの居場所づくりを支援します。

また、学校と連携しながら学びを提供する「フリースクール」への運営費支援、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等の支援に市町村と連携して取り組むなど、不登校等の児童生徒の状況に応じた多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

⑦ 複雑な背景のある子どもたちへの相談支援

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組むとともに、居場所づくりや学習支援を推進します。

また、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の強化、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

児童虐待については、「虐待対応マニュアル」を活用し、学校における対応力の強化を図るとともに、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、育児支援等を行うことにより、虐待防止を図ります。

⑧ ヤングケアラーに対する理解と支援体制の強化

家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについては、その存在に早く気付き支援するため、全ての小学生・中学生・高校生にリーフレットを配布するなど、啓発に努めるとともに、ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、ヤングケアラーに対する理解促進や支援策の周知を図ります。

また、各学校において、児童生徒が相談しやすい体制を整え、スクールソーシャルワーカー等と連携して適切な支援機関につなげるとともに、SNSによる相談対応やオンラインサロンの開催、SNS上に集いの場を提供するなど、ヤングケアラーを孤立させない取組を行います。

さらに、教員等を対象にした研修会を開催し、ヤングケアラーの支援・対応力向上に取り組まします。

⑨ 県立夜間中学の展開

様々な理由により義務教育の機会を十分に得られなかった人に対して、学びの機会を提供するため、令和6年4月の県立夜間中学開校に向けて、広く説明会や体験授業の場を設け、入学者を募集するとともに、世代や国籍等を超えて自分らしい学びを実感できる学びの場として生徒の可能性を引き出せるよう、ふさわしい学習環境を整えます。

⑩ 地域と連携した学校の安全教育と防災力強化の推進

登下校時や校内における事件や事故等から児童生徒を守るため、児童生徒への防犯教室、避難訓練及び教職員への研修会のほか、家庭、地域及び関係機関との連携による通学路見守り体制の強化や危険箇所の点検をはじめとした地域ぐるみの安全対策を促進し、学校の危機管理体制の強化を図るとともに、児童生徒への安全教育の充実を図り、交通ルールを守る規範意識をはじめ、自分で自分の命を守るために周囲の状況に応じて危険を予測し適切に判断する力を身に付けていくような取組を推進します。特に高等学校の自転車通学生のヘルメット着用の徹底に努めます。

また、鳥取県中部地震や全国で多発する自然災害等の教訓を生かし、地域の災害リスクを踏まえた実践的な避難訓練の実施や児童生徒が地域の一員として行動できるよう学校における防災教育のより一層の充実を図ります。

さらに、地域の避難所となる学校施設について、避難者の受入機能の充実強化にも資するよう、老朽施設の整備やトイレの洋式化・多目的化等の環境改善を図るとともに、学校と地域が連携した避難訓練、外部講師による防災教室など、地域や市町村と連携した取組を進めます。

⑪ 安全安心で環境に配慮した学校施設整備推進

学校施設の耐久性、機能・性能の向上を図る長寿命化計画に基づき適時、適切に改修を行うとともに、省エネ化、ZEB^{※9}化など、SDGsや脱炭素社会の実現に向けた持続可能な環境整備を推進

^{※9} ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

します。

併せて、児童生徒が授業に集中し、学校生活を快適に過ごせるようにするため、空調設備の更新やトイレの洋式化を進めます。

また、私立中学校・高等学校における老朽化施設設備の大規模修繕等の取組を支援します。

⑫ 電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進

社会のデジタル化が急速に進み、誰もがICTを使いこなすことが求められるようになったことから、子どもたちがインターネットを安全により良く使うことができるよう、関係機関と連携して、インターネットとの適切な付き合い方を学べる講座を開催したり、電子メディアとの付き合いを子ども・保護者・学校で学べる教材を作成、配布するなどの教育啓発を図ります。

また、幼稚園や保育所、地域で開催される学習会等へケータイ・インターネット教育推進員の派遣を行うなど、電子メディア機器への接触による影響を保護者が理解し、望ましい子育てや家庭教育を推進するための取組を行います。

併せて、情報モラル、メディアリテラシー、デジタルシティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材（デジタル・シティズンシップエドゥケーター）を学校へ派遣し、インターネットトラブルを未然に防ぐため、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行います。

さらには、子どもの自撮りをはじめとするSNS等に起因する犯罪の被害者にも加害者にもさせない、有害図書類・玩具刃物類のネット販売を利用させない等、青少年健全育成条例を踏まえた啓発を行います。

<指標>

指標項目	指標
「いじめが解消しているもの」の割合	全国平均値を上回る
不登校の出現率	全国平均値を下回る
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	前年度値を上回る
不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」となった児童生徒の割合	80%以上
鳥取県国公立高等学校中途退学者の割合	全国平均値を下回る
高等学校での消費者教育の実施	全ての県内高校

4 一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実

① 障がいのある幼児児童生徒への支援体制の充実

障がいのある幼児児童生徒への就学前から就労に至るまで切れ目ない教育を推進するとともに、教育に繋げる生活支援とを一体的に進めていくため、本人・保護者の意見を尊重し、一人一人の状態、本人の教育的ニーズ、学校と就労、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど、障がいのある幼児児童生徒はもちろん保護者にも寄り添った支援体制の充実を図ります。

また、作業療法士や理学療法士などの外部専門家を配置することにより、特別支援学校の専門性を強化するなど、地域の特別支援教育拠点としての役割の充実を図ります。

なお、重複障がい学級の増加等に対応した教室確保、施設設備の老朽化、遠隔地在住、医療的ケア児等の通学困難な児童生徒等に対する通学支援体制を含む支援体制等、各学校の課題に対応した効率的な特別支援教育の在り方について検討を進めます。

加えて、きこえない・きこえにくい子とその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付けるため、「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター」を中核とした切れ目のない支援を行います。

② 特別支援学校生徒の職場定着の推進

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に就労・定着支援員を配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、就労移行支援や就職後のフォローアップを強化します。

③ ICTを活用した多様な学びの充実

児童・生徒一人一人が障がい特性に応じたICT活用によって教科等の学習効果を高め、社会的障壁を軽減できるよう、eラーニングによる学習機会を提供し、個別最適な学びの充実を図るとともに、肢体不自由及び病弱の児童生徒がeスポーツの楽しさを体験し、自立と社会参加につながる体験の場を創造するほか、病気療養児の学習保障と円滑な学校復帰を進めるため、ICT機器やロボットを活用した遠隔教育に取り組みます。

また、特別支援学校におけるICT活用の充実を図るための授業づくりや教材作成を支援するICT支援員の育成や、障がいの状態に応じた効果的なICT学習方法の実践研究を通じて児童生徒の可能性を引き出し、ICTを活用した多様な学びを充実します。

④ 学校における医療的ケア実施体制の充実

学校看護師を対象に、学校における看護師の役割や高度な医療的ケアに関する知識・技能・経験等を踏まえた段階的な研修会の充実や、指導的立場となる常勤看護師の配置を推進するとともに、看護師や教職員、主治医等多職種連携強化のための研修を実施することにより、看護師と教職員が協働した医療的ケア実施体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児とその家族が地域で安心して学ぶことができるよう、市町村、市町村教育委員会、学校、保護者の間の合意形成を図り、必要に応じて鳥取県医療的ケア児等支援センターによる訪問支援や助言を受けながら、学校と医療・福祉が連携した医療的ケア児に対する教育体制の充実に取り組みます。

⑤ 発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒への支援の充実

増加する発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒に対応するため、校内支援体制の充実を図るとともにLD等専門員や通級指導教室担当者の養成、発達障がい教育拠点のコーディネーターやLD等専門員による教育相談の実施など、早期から一人一人に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、成長に伴う進級・進学にあたり、学年間、学校間において、個別の教育支援計画等を活用し丁寧な引継ぎを行うとともに、高等学校における通級指導教室の実施形態の検討や特別支援教育コーディネーターの配置を進め、小・中学校における通級指導教室や発達障がい教育拠点との連携を強化し、通級指導体制の構築とさらなる充実に取り組みます。

⑥ 教職員の専門性向上及び障がいのある幼児児童生徒の理解・啓発

全ての教職員において、障がいの特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等の専門性の向上を図ります。

また、保護者、地域の方への広報活動や研修等を通じて、特別支援教育や障がいのある幼児児童生徒の理解、啓発を図るほか、本県からスタートした「あいサポート運動」の“障がいを知り共に生きる”理念を未来の担い手である子どもたちに伝え実践につなげます。

⑦ 手話教育の推進

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう者及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、手話に関する科目の設定、手話学習教材の活用など、手話を学ぶ機会の拡大にも取り組みます。

また、大学に手話研修派遣した教員等が中心となって、教職員の手話技術の向上、専門性の深化を図ります。

<指標>

指標項目	指標
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）	100%
学校における手話の取組の実施率	100%

5 健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

① 子どもの基本的な生活習慣の確立

学校と家庭が連携した食育の取組を推進するとともに、十分な睡眠や食事、規則正しい生活リズムなど、望ましい生活習慣の確立に取り組みます。

また、学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、性に関する指導、がん教育、薬物乱用防止教育、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防に関する教育などの健康教育の充実を図ります。

② 運動遊びや体育学習、スポーツに親しむ機会の充実

幼年期から楽しく体を動かす機会を確保することで、運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されることを目指して、チームで順位を競い合うなど子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や放課後等に保護者や地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組むほか、柔軟性向上のエクササイズの普及や、体育担当教員向けの研修会等を通じて、発達段階に応じた授業の改善や指導力向上を図ります。

また、令和7年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロック）の開催に向けた準備委員会を設立し、準備を進めていきます。

さらに、障がい者スポーツ拠点による支援体制を活かしたスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材育成を進める等、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツに参加でき、楽しめる環境づくりを推進します。

③ 中学校部活動の地域移行を見据えたスポーツ・文化活動の充実

休日における中学校の部活動について、学校単位から地域単位へ移行することを見据え、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、コーディネーターの配置やモデル事業による地域移行に係る実践研究の実施、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する合同部活動等の取組や広域的な指導者配置支援等の体制を整備し、活動の充実を図ります。

また、高等学校及び中学校の運動部活動への専門的指導者（運動部活動外部指導者）の派遣による部活動指導体制の充実を進めるとともに、指導者向け研修会等を通じた、効率的・効果的な練習方法の工夫や、競技団体等との連携等を図ります。

④ トップアスリートの育成

ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実やタレント発掘及び選手強化、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成するとともに、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。

併せて、競技指導体制の充実を図るため、選手の指導にあたっている優秀な指導者について、選手指導等に専念できる体制を整えます。

⑤ 文化芸術に触れ、活動に親しむ機会の充実

文化部活動の充実、本物の舞台・上質な演劇公演に触れる機会の提供、演劇表現ワークショップの開催など、子どもたちの創造性を育む取組を進めるとともに、令和7年度に本県で開催する近畿高等学校総合文化祭の準備に着手します。

また、特別支援学校の独自性を生かした文化芸術活動を推進するとともに、学校の文化芸術活動向上のための研修や健常者と障がいのある人との交流及び共同学習に取り組むほか、障がいのある人の優れたアート作品をデジタルアーカイブとして整理し、いつでも、どこでも、誰でも障がい者アートを鑑賞することができる「鳥取県立バリアフリー美術館」の充実を図るとともに、文化芸術の情報アクセシビリティの向上を図ります。

⑥ 文化財や伝統文化と接する機会の創出

妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとした弥生文化の遺構・遺物に恵まれている本県の特長を活かし、古代体験等の体験学習講座を充実することで、いこしえの人々の暮らしを知る機会創出を図ります。

また、祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援や無形文化財保持者の指導による伝統工芸の体験等を通じ、文化財の活用や伝承を図ります。

⑦ 「県民立」美術館の整備推進

令和7年春に開館予定の県立美術館について、PFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、開館まで残り2年を見据え、美術館に興味関心を抱いていただくため、広報展開を強力に進め、その魅力を県内全域に届け、来館に繋げる仕掛けづくりを戦略的に実施し、県民や地域、文化芸術に係る団体等と連携した美術館づくりを進めます。

また、県内のどこに住んでいても美術館サービスが享受できるよう、美術館等が連携した共同企画展や学校等身近なところでも文化芸術に親しめる環境づくりに取り組みます。

⑧ 「アートを通じた学び」の支援

県立美術館を核として、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援、地域住民や県内外の専門家等との協同による取組も視野に入れて、美術ラーニングセンター機能「アート・ラーニング・ラボ (A. L. L)」を稼働させます。A. L. Lでは、子どもたちがアートに出会う機会を創出し、対話型鑑賞プログラムやワークショップ「アーティストと作ろう」など「アートを通じた学び」を支援する方法等を実践的に研究・蓄積していきます。

<指標>

指標項目	指標
鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)のA又はBの割合	小学校男子 42% 小学校女子 48% 中学校男子 38% 中学校女子 66%
全国体力・運動能力調査の長座体前屈の偏差値	小学校男子50.0、小学校女子50.0 中学校男子50.0、中学校女子50.0
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学校男子70% 小学校女子50%
文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)	100人

令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針 (令和8年度～令和17年度)案(概要)について

令和5年7月19日
高等学校課

- 鳥取県教育委員会では、令和3年10月19日に鳥取県教育審議会から受けた答申に基づき、令和8年度以降の本県県立高等学校教育の基本的な考え方や施策展開の方向性を示した基本方針の策定について検討を進めています。
- 現在、基本方針案(概要)について、パブリックコメントを実施しているところです。
募集期間：令和5年7月6日(木)～令和5年8月18日(金)

1 基本方針策定の背景

本県県立高等学校が、将来の人生設計を描き、自分らしい生き方(Well-being)実現に向けた、中学生にとって魅力がある学び場であるために、社会の変化、県民や地元産業界のニーズを見定めながら、生徒の意向や目的を大切に視点を、本県高等学校教育を改革することが必要と考えます。

2 基本方針策定の必要性

- (1) 社会情勢の変化
変化が激しく、予測不能なこれからの社会において、その変化に対応し、自ら課題を発見し、解決に向けて取り組む力を身につける学びへの変革が必要です。
- (2) 生徒の多様化
多様化する生徒の学習ニーズや興味・関心に対応するために、教育活動の質の向上を図り、学びの幅を広げていくことが必要です。
- (3) 生産年齢人口の減少
生産年齢人口の減少が続く中で、高等学校においても、教育効果を最大限発揮できる適正な規模を維持しながら個々の能力を伸ばす、特色ある学校づくりを進めることが必要です。

3 県立高校がめざす新しい姿

魅力と活力あふれる「元気なふるさと鳥取」を実現するとともに、
自分の夢や目標の実現に向けた可能性を広げるために
「社会とつながり 体験する 選択できる 新しい学び」を創造します

■方針1：生徒一人一人の資質・能力や可能性を最大限伸ばす学びを推進します。

- 課題発見し、コミュニケーションを通して協力しながら創造的に解決できる生徒を育てます。
○デジタル改革が進むこれからの時代に柔軟に対応できる生徒を育てます。
○自己の学びを評価、点検、コントロールしながら学び続ける生徒を育てます。
○多様性、協働性、寛容性を身につけ、異なる考えや価値観を共有できる生徒を育てます。

■方針2 将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育を推進します。

- ふるさと鳥取への思いを持ち、将来どこに住んでいても鳥取県を誇りに思いながら、自分の暮らす地域で活躍できる生徒を育てます。
○自立し、自分らしい生き方を実現できる生徒を育てます。
○未来の鳥取県を創造し、支えていくことができる生徒を育てます。

■様々な現代的諸課題に対応し、鳥取県や日本、世界に貢献できる力を育成する学びを推進します。

- 持続可能な社会の創り手となるため、新たな価値観を創造することができる生徒を育てます。
○豊かな国際感覚、人権感覚を備え、ダイバーシティの中で活躍できる生徒を育てます。
○鳥取県の豊かな資源や環境を活かし、地域や世界の持続的発展に寄与できる生徒を育てます。

4 パブリックコメントの実施について

- (1) 実施期間
令和5年7月6日(木)から令和5年8月18日(金)
- (2) 実施内容
令和新時代の県立高等学校教育の在り方に関する基本方針(令和8年度～令和17年度)案(概要)について

5 今後の予定

令和5年度		
	7～8月	パブリックコメントの実施
	秋	パブリックコメントとりまとめ
	3月	基本方針の策定
令和6年度		
	3月	実施計画の策定

高校教育改革の背景

本県立高等学校が、将来の人生設計を描き、自分らしい生き方（Well-being）実現に向けた、中学生にとって魅力がある学び場であるために、社会の変革、県民や地元産業界のニーズを見定めながら、生徒の意向や目的を大切にしながら、本県高等学校教育を改革することが必要と考えます。

高校教育改革の必要性

① **社会情勢の変化**
予測不能なこれからの社会において、変化が激しく予測不能な課題を発生し、自ら課題を発見し、解決に向けて取り組む力を身に身につける必要があると見られます。

② **生徒の多様化**
多様化する生徒の学習ニーズや興味・関心に対応するため、教育活動の質の向上を図り、学びの幅を広げていくことが必要です。

③ 生産年齢人口の減少

生産年齢人口の減少が続く中で、高等学校においても、教育効果を最大限発揮できる適正な規模を維持しながら個々の能力を伸ばす、特色ある学校づくりを進めることが必要です。

基本方針案

県立高校がめざす新しい姿



魅力と活力あふれる「元氣なふるさと鳥取」を実現するとともに、自分の夢や目標の実現に向けた可能性を広げるために「社会とつながり体験できる新しい学び」を創造します

方針1

めざす生徒像

- 課題を発見し、コミュニケーションを通して協力しながら創造的に解決できる生徒
- デジタル改革が進むこれからの時代に柔軟に対応できる生徒
- 自分の学びを評価、点検、コントロールしながら学び続ける生徒
- 多様性、協働性、寛容性を身につけ、異なる考えや価値観を共有できる生徒

取組の方向性

- ・ 体験を伴うフューチャーワークや探究的な学びの推進
- ・ 学習効果を高めるためのICT活用の推進
- ・ グローバル社会を生き抜くための必要な力を身につけるための国際バカロレア教育手法の普及・展開
- ・ 生徒一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性に応じた学びの機会・設定
- ・ 通級指導体制の充実や、スクールカウンセラーなどの専門家と連携した生徒支援等
- ・ 海外生徒募集を推進することで、多様性、協働性等を育む機会を創出

生徒一人一人の資質・能力や可能性を最大限伸ばす学びを推進します。

夢や目標をもって人生を切り拓く生徒の育成に向けて

方針2

将来の地域を支える人材を育てるふるさとキャリア教育を推進します。

めざす生徒像

- ふるさと鳥取への思いを持ち、将来どこに住んでいても鳥取県を誇りに思いつながら、自分の暮らす地域で活躍できる生徒
- 自立し、自分らしい生き方を実現できる生徒
- 未来の鳥取県を創造し、支えていくことができる生徒

取組の方向性

- ・ 地域のニーズや期待に応えられるよう、地域、地元産業界と連携しながら、基幹産業を支える人材育成
- ・ 生徒のまちづくりへの参画機会の提供
- ・ 積極的な地域貢献活動
- ・ コミュニティ・スクールの充実・発展等

様々な現代的諸課題に対応し、鳥取県や日本、世界に貢献できる力を育成する学びを推進します。

めざす生徒像

- 持続可能な社会の創り手となるため、新たな価値観を創造することができる生徒
- 豊かな国際感覚、人権感覚を備え、ダイバーシティの中で活躍できる生徒
- 鳥取県の豊かな資源や環境を活かし、地域や世界の持続的発展に寄与できる生徒

取組の方向性

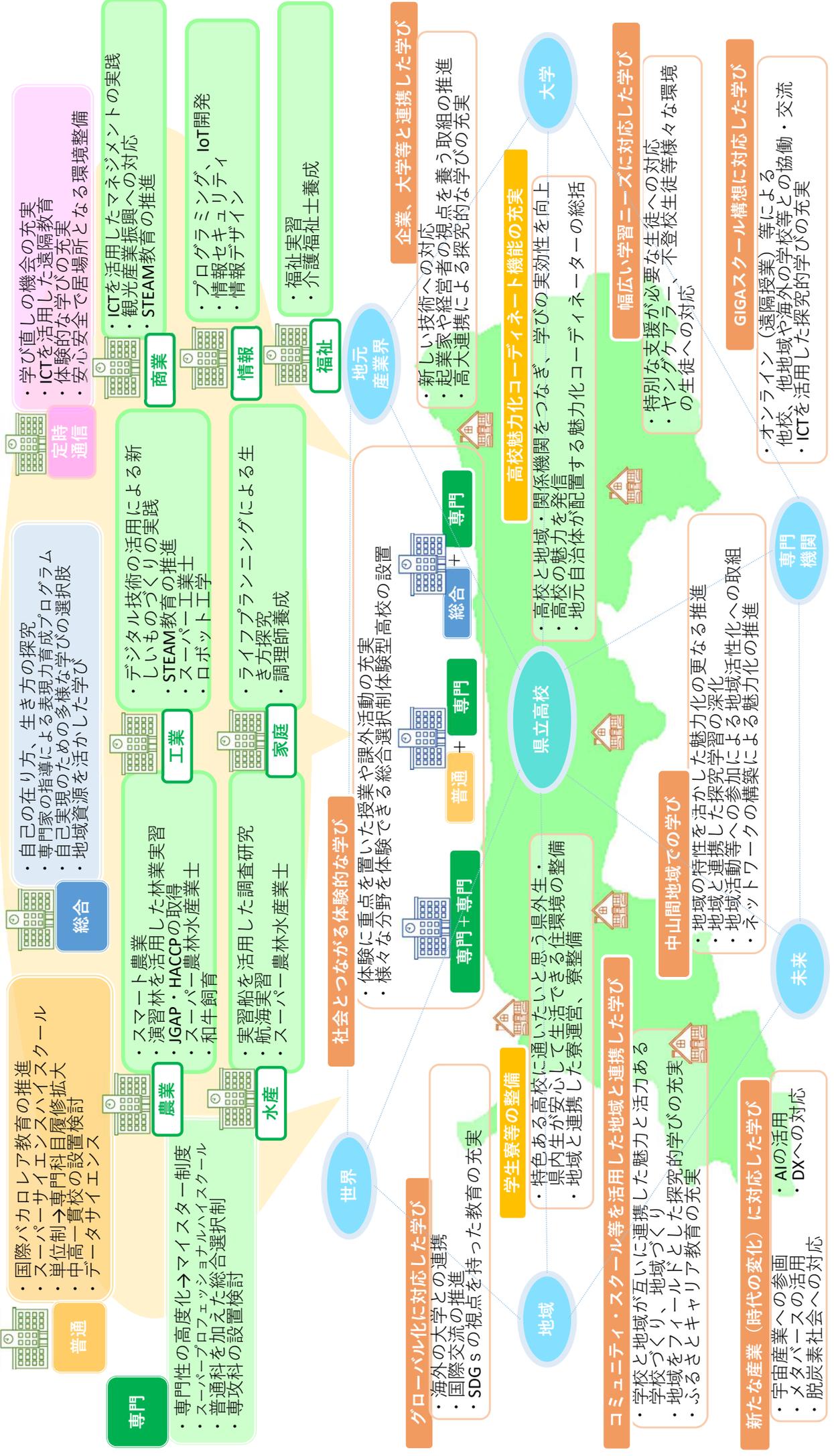
- ・ 国際機関や研究機関・企業等との連携により、地域、日本、世界の課題解決に向けた探究的学びの推進
- （例）地域課題：中山間地域の店舗の閉店に対する研究等
- 日本の課題：少子高齢化問題等
- 世界的課題：地球温暖化に関する研究、食糧問題、海洋問題等
- ・ 海外高等学校教育機関や異なる文化的背景を持つ人々との交流や連携の機会の設定等

検討の観点

1 社会の変化に対応した学科、課程の配置

生徒一人一人の興味・関心・キャリア形成の方向性は多様化が進んでいます。それに対応するための幅広い選択肢を用意することや、きめ細かな支援策が必要であり、東中西部それぞれの地域に普通科・総合学科・専門学科、専門学科の高等学校を設置し、特色ある学びを推進します。

段階的に再編等を進めながら、生徒の将来につながる多様な選択肢が用意された、体験しながら成長できる教育環境を整備していくことが必要です。



2 必要な環境整備

（1）生徒の興味関心を引き出す教育を実践する教職員の育成

大量退職・採用の中、教職員には、指導力、技術力を継承していくことと、社会に開かれた教育課程の実現やGIGAスクール構想の推進等、新たな施策に取り組むことが必要です。

取組の方向性

- ・ 個々の教職員の資質・能力の向上を図るための研修の充実
- ・ 働き方改革を推進し、授業等生徒と向き合う時間の充実等

3 今後の特色ある新しい高校の在り方

平成（1989年）以降の本県中学校卒業生数は、平成元年3月の9,595人をピークに減少傾向が続いており、令和5年3月は4,929人とピーク時からおよそ半減しています。さらに、令和17年3月の中学校卒業生数は約1,000人（約20%）少ない3,988人と見込まれています。（※令和4年5月1日時点）

この中学校卒業生数減少に対して、今後も学級減で対応していくと、学校の小規模化が進みます。

学校が小規模化することは、生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導ができるなどのメリットがある一方、生徒が選択できる科目数が少なくなったり、多くの友人と切磋琢磨する機会が難しくなったりするなどのデメリットがあることから、教育目的や地域性、地理的環境等を考慮した上で教育効果が最大限発揮でき、特色ある新しい姿を設置するため、再編・統廃合も含めて段階的に計画を策定することが必要です。

学校の小規模化

- < **メリット** >
 - ・ 生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導ができる。
 - ・ 学校施設のひろく余裕を持って使用できることなどができる。
 - ・ 小規模の学校を希望する生徒のニーズにこたえられる。
 - ・ 特に中山間地域の高校の場合、高校の存在自体が地域活性化の核となっている。

- < **デメリット** >
 - ・ 教職員数が減少し、生徒が選択できる科目数や部活動数が限られる。
 - ・ 学校行事の企画・運営、各種会議への参加等、業務の多忙化が想定される。
 - ・ 多くの友人と切磋琢磨し成長する機会を作ることが難しい。
 - ・ 小規模であっても、学校運営のための人件費、環境整備等の一定以上の財源が必要となる。

一定規模（1学年5～7学級）程度の学校

- < **メリット** >
 - ・ 様々な専門性をもった教職員数が確保でき、生徒が選択できる科目数や部活動数が多い。
 - ・ 多くの友人と切磋琢磨し、成長する機会を得やすい。
- < **デメリット** >
 - ・ 教職員が一人一人の生徒へ関わる時間が短くなる。
 - ・ 施設設備の利用に制約が生じる場合がある。

方針を実現するために

（2）ICT教育環境の整備

生徒がICTを活用して主体的に課題に取り組むためのスキルを身に付けるために、指導する教員も、効率的、効果的なICT活用による指導スキルを磨き、教育効果を高めることが必要です。

取組の方向性

- ・ 大容量高速通信網への接続等、設備の充実
- ・ 1人1台端末のBYODへの発展等

取組の方向性

令和8年度から令和12年度までを前期、令和13年度から令和17年度までを後期とし、まずは各校の特色をさらに推進し、育成したい生徒像を明確化したうえで、適正な学校規模及びその配置について検討し、計画を策定します。

※特色化を図るために必要な学校規模を構築する方法としては、以下の4つの方法が想定されます。

○再編・統廃合・分校化 ○学級減 ○学級定員減 ○県外募集

※生徒一人一人の興味・関心の多様化が進む中において、幅広い選択肢を用意した学科を設定するため、県内生活圏域の全体的な維持・発展を考慮し、専門的な技術を学ぶ学科においては、入学者数を超える定員数を想定していきます。

前期（令和8年度～令和12年度）

各校の特色化をより推進し、主に中山間地域の学校や地域における人材育成を図るための専門高校についての整理、再編などを検討し、より専門性を高度化する方向

後期（令和13年度～令和17年度）

前期の対応以降の社会情勢等の変化を踏まえ、東中西部各地区の高校の整理、再編等により特色ある新しい姿の学校の設置を検討する方向

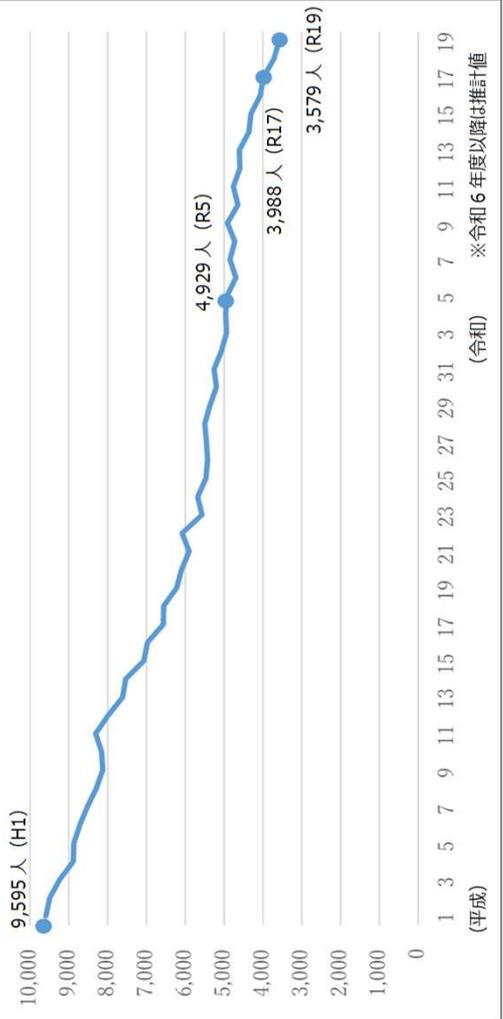
新しい姿の高校づくり（規模、配置）

- 東中西部にそれぞれ商業、工業・情報、農業・水産、家庭・福祉の分野をそれぞれ学べる高校を設置し、全県的な普通科・総合学科と専門学科の比率については現在の概ね65:35を目安とする。
- 本県ならではの資源を活かした特徴的な学科（コース）は設置を継続する。
- 普通科を加えた総合選択制高校の設置や、普通科において農業や商業などの専門科目を履修できるカリキュラム編成を検討する。
- 市部には大規模私立高校が配置されている中、県立高校を小規模化した場合、県立高校全体の活力低下を招くことが危惧されるため、現在の学校規模を維持するなど一定の配慮が必要。
- 中山間地域の学校は、地元自治体等地域との関わりを考慮したうえで、近隣に他の高校がない等、地域における学校の役割が大きいため、1学年あたり2学級以下の学校規模であらう生徒を呼び込むことのできる特色あるカリキュラム編成を検討する。
- ・ 地域外から生徒と協力したた学生の整備を図る。
- ・ 地元自治体等と協力を図る。
- 1学級あたりの定員数について、特に専門学科と中山間地域の高校では、環境や学習内容等をふまえたうえで定員数を柔軟に設定を検討する。

参考資料

鳥取県の今後の生徒数推移

＜本県中学校卒業業者数の推移（平成元年～令和19年）＞



鳥取県における近年の入試倍率（最終志願倍率）

普通 理数	農業	水産	工業	商業	家庭	情報	福祉	総合	計
R5	1.04	0.51	0.56	0.60	1.08	1.03	0.89	0.53	0.91
R4	1.06	0.57	0.66	0.71	0.95	1.03	1.03	0.55	0.93
R3	1.05	0.64	0.58	0.77	0.87	1.06	1.05	0.70	0.93
R2	1.04	0.67	0.84	0.87	0.81	0.88	1.27	0.58	0.94

鳥取県の全日制高校における学校規模の推移

	H11	H12	H13	H14	H15	R5
東部	10校 66学級	10校 65学級	9校 61学級	9校 61学級	9校 58学級	9校 40学級
中部	7校 33学級	7校 33学級	7校 31学級	7校 31学級	5校 26学級	5校 18学級
西部	11校 54学級	10校 52学級	9校 49学級	9校 49学級	8校 46学級	8校 39学級
全県	28校 153学級	27校 150学級	25校 141学級	25校 141学級	22校 130学級	22校 97学級

鳥取県の中学生の傾向 ※令和4年度高等学校教育改革に関するアンケート（県内の中学校3年生（義務教育学校9年生）対象）より

あなたは進学先での学習についてどのようことを期待しますか。（2つ以内で回答）

上位5項目	割合%
ア 大学進学等や自分がつきない職業に必要な知識や技術を身につけたり資格が取得できたりすること	69.3%
イ 自分の趣味や関心のある分野の授業を選んで自分の時間割が作れること	41.4%
ウ 少人数ではなく、たくさんさんの生徒で学べること	18.1%
エ たくさんさんの生徒とではなく、少人数で学べること	8.7%
オ 国や海外の関連機関、大学等と連携したり、協力を受けてたりして学べること	8.3%

あなたは自分の進路希望を實現するために進学先（高校、高専など）ではどのような学専で学んでみたいと思いますか。（2つ以内で回答）

上位5項目	割合%
ア 普通学科－国語、英語、数学など普通教科を中心の学び	60.0%
イ わからない、まだ決めていない	15.2%
ウ 総合学科－普通教科や職業教科の中から、興味・関心や進路に応じて選択する学び	15.1%
エ 工業学科－ものづくりの知識や技術などの学び（総合工学科を含む）	12.0%
オ 情報学科－プログラムの作成やソフトウェア活用、情報技術などの学び	8.5%

進学先（高校、高専など）を卒業した後の進路として、今のあなたの気持ちに最も近いものはどれですか。（1つ回答）

上位5項目	割合%
ア 大学（4年制）への進学	36.5%
イ わからない、考えていない	29.9%
ウ 専門学校、各種学校への進学	14.9%
エ 就職	14.2%
オ 短期大学への進学	4.2%

あなたは中学校または義務教育学校を卒業した後の進路を選ぶ時にどのようなことを大切にしますか。（2つ以内で回答）

上位5項目	割合%
ア 将来の夢や希望がかなえられるかどうか	45.8%
イ 自分が学びたいことを学べるかどうか	35.0%
ウ 入試で合格できそうな学校かどうか	27.6%
エ 大学等へ進学するための力がつくかどうか	23.3%
オ やってみたい部活動があるかどうか	16.6%

英語教育推進に係る状況及び今後の取組について

令和5年7月19日 小中学校課、高等学校課

【生徒の英語力及び授業改善等についての状況】※令和4年度英語教育実施状況調査結果より

- 生徒の英語力は、高等学校では昨年度から5%上昇し、国の目指す目標値〔CEFR A2以上（英検準2級など）5割〕を達成する生徒の割合が5割を超えた。中学校においては、国の目指す目標値〔CEFR A1以上（英検3級など）5割〕を達成する生徒の割合が4割に満たなかった。
- 授業における児童生徒の英語による「言語活動」(※1)の実施状況について、前年度課題があった小学校での状況が大幅に改善された。中学校及び高等学校においては、全国と比べて低い状況にあるが、いずれも着実に上昇している。
- 県独自調査による「英語の学習が好きか」という問いに対して、令和4年度の中学1年生の値が過去4年間で最も低かった。

【今後の取組】

- 中学校の生徒の英語力に課題が見られたことから、外部試験（英検I B A）を活用して、客観的指標を基に、データを活用した授業改善ができるようにする。
(※2：小・中学生のための英語教育推進事業)
- 児童生徒の英語によるコミュニケーション能力及び英語学習への意欲の向上のため、学校内外におけるALT等ネイティブスピーカーと英語によるコミュニケーションをとる場を充実させる。
(※3：ALT等を活用した英語によるコミュニケーション能力向上事業)
- 4技能をバランスよく育成する授業づくりをより一層推進するため、言語活動の質の向上について各種研修会や学校訪問等で周知を図る。
- 小中連携の確実な実施に係り、小学校の外国語・外国語活動の目標や内容について中学校教員に周知を図るとともに、市町村教育委員会と連携して、中学校区内での連携を推進する。
(※1) 英語による「言語活動」：学習指導要領に示されている、英語によるコミュニケーションをする資質・能力を育成する活動
(※2) (※3) の具体については、<令和5年度英語教育推進関連事業>に記載

【英語教育実施状況調査】

文部科学省が、平成25年度より毎年実施している、全国公立小・中・高等学校等における英語教育の状況を把握する調査（R2未実施）

1 生徒の英語力令和4年度英語教育実施状況調査結果概要

(1) 英語担当教師並びに生徒の英語力の状況

調査項目	R4達成度	全国順位	国の目標値	R3達成度	全国順位
R4英語担当教師の英語力の状況(※4) (高等学校)	90.9%	4位	75%	96.0%	2位
R4英語担当教師の英語力の状況(中学校)	33.5%	38位	50%	33.5%	37位
R4生徒の英語力の状況(※5) (高等学校)	50.8%	11位	50%	45.8%	27位
R4生徒の英語力の状況(中学校)	34.6%	46位	50%	40.0%	36位

(※4) 教師の英語力の状況：「英語能力に関する外部試験」の結果で、「CEFR B2レベル以上（英検準1級など）」を取得している英語担当教師数の割合

(※5) 生徒の英語力の状況：「英語能力に関する外部試験」の結果で、中学校では「CEFR A1レベル以上（英検3級など）」高等学校では「CEFR A2以上（英検準2級など）」を取得している又は相当の英語力を有すると思われる生徒数の割合

(2) 英語教育推進の状況

調査項目	R4達成度(順位)	全国平均	R3達成度	全国平均
授業における言語活動時間(※6)の状況(高等学校)	48.2%(25位)	52.9%	31.6%(45位)	50.3%
授業における言語活動時間の状況(中学校)	67.9%(35位)	74.5%	65.3%(34位)	71.3%
授業における言語活動時間の状況(小学校)	94.2%(12位)	91.9%	75.4%(47位)	92.0%
小中連携の状況	67.9%(28位)	75.5%	58.9%(37位)	72.5%

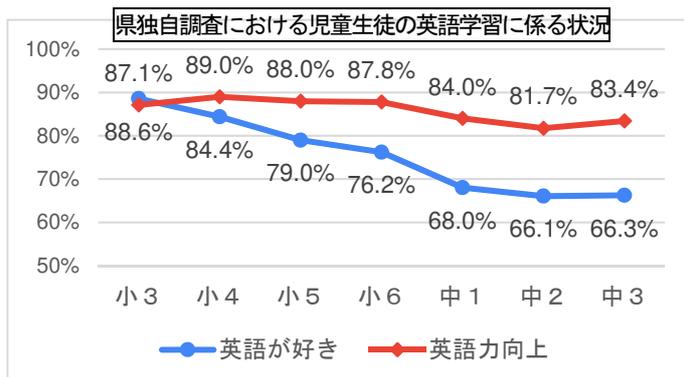
(※6) 授業における言語活動時間の状況：(小) 授業において児童が英語で言語活動をしている時間が半分以上と回答した学級の割合
(中・高) 授業において生徒が英語による言語活動をしている時間が、授業の半分以上と回答した教師数の割合

(3) 児童生徒の英語学習に係る状況

県独自調査における「英語の学習が好きか」「英語を使ってできることが増えたと思うか」という問いについての、各学年での肯定的回答は右のとおり。

中学1年生で「英語の学習が好き」と回答した生徒の割合

令和2年度	70.9%
令和3年度	68.9%
令和4年度	68.0%



2 成果と課題

〈小学校〉

○言語活動の実施状況が大幅に改善された。言語活動の正確な理解や授業改善について、動画資料を作成したり各種研修や学校訪問等で周知したりしたことが奏功したと考えられる。

〈中学校〉

○生徒の英語力は近年着実に向上していたが、令和4年度調査においては大幅に下降し4割に満たなかった。

○実際に外部試験による資格を取得していなくても教師が同等の力を有すると判断した生徒の割合に、年度や学校ごとの差がみられることから、生徒の英語力の見取り方が教師によって異なることが考えられる。

○教師の英語力が全国平均に比べて低く、授業における教師の英語使用状況も低い。（鳥取県 69.6%、全国平均 74.4%）

○言語活動を中心とした授業改善が進みつつある一方、活動は行いが英語の正確性や場面に応じた適切さ等について指導が十分ではない実践も散見される。

○県独自調査における、「英語の学習が好きか」という問いに対して、中学1年生の数値が過去4年間で最も低かった。中学校で小学校外国語活動・外国語の目標、内容や授業の様子等が十分に理解されておらず、特に中学校入学時点での「読むこと」や「書くこと」の丁寧な指導が不十分であることが考えられる。

〈高等学校〉

○生徒の英語力は年々向上し、国の定める目標である5割を超えた。

○教師の英語力は全国的に見ても高いが、教師の英語使用状況（鳥取県 32.5%、全国平均 46.1%）及びCan-Do リスト（※7）の検証（鳥取県 34.8%、全国平均 64.1%）に課題があり、英語によるコミュニケーションに必要な資質・能力の育成を意識した指導が十分ではないことが推察される。

（※7）Can-Do リスト：英語を使って何をすることができるようになるのか領域別（聞く、話す、読む、書く）に示した目標

3 今後の取組

○授業改善の推進

・各種研修会等の実施及び各市町村教育委員会や教育研究団体等との連携により、言語活動の充実と指導と評価の一体化を推進する。

・中学校及び高等学校においては、教育課程研究集会や各種研修会をとおして、教師が英語で授業を行うことの有用性について理解を図る。

○ALT 等の授業参画の促進

・ALT 等を効果的に活用し、授業内外で日常的に英語に触れる機会を創出している事例を周知する。

○小中連携の確実な実施

・小学校の外国語・外国語活動の目標や内容について、中学校教員に周知を図る。

・教育課程研究集会等での周知や、各市町村教育委員会との連携により、中学校区内での小中連携の推進を図る。

○外部試験（英検 IBA）の活用（中学校）

・客観的指標（英検 IBA 等）を活用し、各学校で教師が生徒の英語力を適切に見取り、指導に生かす。

〈令和5年度英語教育推進関連事業〉

（1）小・中学生のための英語教育推進事業（※2）

①外部試験を活用した児童生徒の英語力向上事業

県内全公立中学生と小学6年生（希望者）に外部試験（中：英検 IBA 小：英検 ESG）を実施

②各種研修会

各学校段階で、授業づくりや指導と評価の一体化の充実に係る研修を実施

③英語教育推進フォーラム（11月）

小・中・高等学校のつながりを見通した英語教育推進のため、全校種の英語担当教員等が一同に会し、実践発表や外部講師による講演を実施

④英語教育推進プロジェクトチーム会議

外部有識者及び市町教育委員会、教員等による委員会を設置し、英語教育推進のための施策等について検討（9月）

（2）ALT 等を活用した英語によるコミュニケーション能力向上事業（※3）〔令和5年度6月補正予算で要求〕

①ALT と学ぼうコミュニケーション事業【小中学生】

ALT を活用し、日常から英語に触れる機会を創出している事例（パフォーマンステストや異文化理解等）の教材を作成し周知・展開

②小学生のための1DAY イングリッシュ【小学生】

小学生が、ALT 等ネイティブスピーカーと様々な活動を通して英語に親しむイベントを開催（7・8月）

〔3、4年生対象：親子でイングリッシュDAY 5、6年生対象：新しい友達とイングリッシュDAY〕

③Tottori English Challenge Program 2023【中高校生】

中学生及び高校生のための、ALT 等ネイティブスピーカーによる3日間にわたる目的別のスピーキング講座を開催（8月）

④ネイティブスピーカーとのオンラインスピーキング【中学生】

中学生の英語を話す力を伸ばすために外国人講師とのオンライン英会話レッスンを導入する市町に受講料を支援

⑤高校生海外交流促進事業【高校生】

高校生の海外派遣等を支援

〔江戸道青少年国際フォーラム・鳥取県英語弁論大会（優秀者をニュージーランド派遣）・クライストチャーチ架け橋プロジェクト〕

不登校対応の現状と課題について

令和5年7月19日

いじめ・不登校総合対策センター

<現状>

本県における小・中学校の不登校児童生徒数は全国と同様に増加傾向にある。そこで、不登校児童生徒個々の要因・背景の見立てに基づく適切な支援を行っていくことが必要であり、その要因・背景として、社会全体の学校復帰に対する意識が変わってきていることも考えられるが、個別の聞き取りの中から、学習活動を含めた学校生活の困難さや人とのコミュニケーションの苦手さを感じている児童生徒が一定数存在することがわかった。

○鳥取県及び全国の不登校の状況

小学校 (人)

区 分	不登校児童数 100人あたりの不登校児童数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成29年度	165	0.56	0.54
平成30年度	230	0.78	0.70
令和元年度	271	0.94	0.83
令和2年度	343	1.19	1.00
令和3年度	400	1.40	1.30

中学校 (人)

区 分	不登校生徒数 100人あたりの不登校生徒数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成29年度	481	3.10	3.25
平成30年度	502	3.29	3.65
令和元年度	554	3.70	3.94
令和2年度	555	3.75	4.09
令和3年度	653	4.48	5.00

高等学校 (人)

区 分	不登校生徒数 100人あたりの不登校生徒数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成29年度	289	1.90	1.51
平成30年度	264	1.76	1.63
令和元年度	217	1.47	1.58
令和2年度	238	1.64	1.39
令和3年度	283	1.98	1.69

小・中・高合計 (人)

区 分	不登校生徒数 100人あたりの不登校生徒数		
	鳥取県 (国公立)	鳥取県 (国公立)	全国 (国公立)
平成29年度	935	1.55	1.46
平成30年度	996	1.67	1.67
令和元年度	1042	1.78	1.80
令和2年度	1136	1.95	1.89
令和3年度	1336	2.32	2.35

文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（平成29年～令和3年度）

<本県における不登校支援の方向性>

不登校児童生徒の要因・背景を見立て、個々に応じた適切な支援や居場所づくりを行う。

<これまでの取組>

【個々の要因・背景の見立てに基づいた支援】

○学校の魅力アップ事業において、外部専門家を招聘し、県教育委員会と市町村教育委員会が協働しながら、個々の学校における課題や支援に係ることについて協議し、課題の把握と必要な支援について検討するとともに、市町村アドバイザーを派遣し、学校や市町村教育委員会に研修等を行っている。

【児童生徒の居場所づくり】

○校内サポート教室の設置やICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習支援などモデル的な事業を行い、成果と課題を把握して校長会等で周知している。
○県教育支援センター「ハートフルスペース」を県内3か所に設置し、義務教育修了後から20歳くらいまでの引きこもりの心配がある青少年を対象に社会参加・自立に向けて支援を行っている。

<課題>

○不登校の未然防止としての魅力ある学校・学級づくりに向けた組織的な取組を県、市町村、学校が連携して進めていく必要がある。
○不登校となった児童生徒の居場所づくりや学びの継続など、個々に応じた支援を充実させる必要がある。
○不登校児童生徒の要因・背景の見立てや児童生徒理解に基づいた適切な支援を早期に行うことの重要性について教職員の意識を高めていく必要がある。
○家庭・保護者の困り感や児童生徒が抱える課題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援の更なる充実を図る必要がある。

〔児童生徒の状況別支援〕

児童生徒の状況		居場所・学びの場所 学びの方法	実施 主体	学びの姿や支援内容等
学校に通っている	④登校や教室での学びに苦しさを感 じているがクラスで 過ごしている	通常学級・特別支援学級	市町村	・学級担任等が、学級内で座席の工夫や声掛け 等による支援を行う
	⑤学校には登校でき るが教室に入れな い(集団にしんど さがあるなど)	相談室・保健室	市町村	・児童生徒が、自習や担任から与えられた課題 を行う(クールダウンや休息等も含む)
校内サポート教室(県事業) ＜県内10中学校(令和5年度) ＞		県 市町村	・個々の生徒のペースで学校生活を送れるよう 支援員が、困り感や特徴に応じた支援を行う ※学習支援、教育相談、保護者相談 ※特別非常勤講師等による体験活動 ※オンラインによる遠隔授業	
学校に通っていない	⑥自宅を出られるが 登校できない (集団にしんどさ があるなど)	教育支援センター ＜市町村設置:県内11か所＞	市町村	・児童生徒が、個々のペースで自習、少人数の 友達と関わりながら学ぶ ※出席扱いが認められる
		フリースクール ＜民間施設:県が補助金を交付 している施設は県内4か所＞	民間	・施設の指導員等が、学習支援を中心に行う ※出席扱いとなる場合もある(補助金交付対 象の施設の場合)
	⑦自宅を出ることが できない	自宅学習支援事業(県事業) ＜小・中・高校生 30人枠(令和 5年度)＞	県	・自宅学習支援員が、オンライン学習教材を使 って学習支援や心的サポートを行う (オンラインでのメッセージや家庭訪問等) ※出席扱いとなる場合もある
未然防止及び児童生徒の困り 感の早期発見		きもちメーター(県事業) ＜県内小中高特 14校程度(令 和5年度)＞	県	・児童生徒端末からその日の体調や気分等を回 答するだけで教職員はクラス全員の状況を把 握でき、早期発見・早期支援に繋げることが できる。

学習端末を活用した不登校未然防止対策事業（きもちメーター）

1 目的・概要

GIGAスクール構想で整備された児童生徒端末から日々入力される各種教育データを効果的に活用することで、児童生徒の心情の変化や自己肯定感等を把握するとともに、早期に児童生徒理解に基づく適切な支援を行い、不登校の未然防止につなげる環境の構築と学校現場でのテスト運用による効果測定を行い、教育の質的向上に向けた今後の学校教育環境整備に資するモデルを構築する。

2 背景と見込まれる効果

＜背景＞

- ・不登校増加の（時間を要する）課題と教職員の働き方改革（業務の効率化）の相反する課題
- ・1人1台端末を活用して児童生徒の声をデータとして客観的に把握する必要性（文科省方針）

＜見込まれる効果＞

- ・児童生徒の心と体の健康観察データを可視化し、多角的な視点で集団・個人の状況を把握
- ・蓄積データに基づいて不登校傾向の早期発見・早期対応が可能（不調の兆し段階での対応）
- ・様々な事情で登校できない児童生徒の状況把握（支援範囲の拡大）
- ・質的、量的な教職員の業務負担軽減（働き方改革）

3 事業の主な内容

- ・モデル校設置：小（9）・中（3）・高（2） 計14校程度
- ・先行運用県の学習支援プラットフォームを鳥取県用にカスタマイズ
- ・プロジェクトチーム（外部有識者等を含む）で効果検証・改善提案
- ・先進県の学校での活用など、先進地域視察（指導主事）
- ・プラットフォーム活用の教育フォーラム開催（研究者の講演）
- ・学習サイトのプロトタイプ構築

4 きもちメーターのアンケート：抜粋（令和4年度モデル校3校の児童生徒及び教職員）

【教職員】

○きもちメーターは児童生徒の状況を把握することに役立ちますか？

そう思う：64.7%　まあまあそう思う：35.3%

- ・教員にはあえて直接伝えてこない些細なことでも伝えてくる
- ・入力したデータがリアルタイムでわかる　・意外と本音を書いている
- ・日々の刻々とした気持ちの変化が見て取れる　・健康観察より深堀できるツール
- ・体調と気分がアイコンでわかったり、プロットで分布がすぐにわかったりする
- ・教職員全体で共有できたり、管理職が出張先からでも確認できる

【児童生徒】

○今朝の気分を伝えることについてどう思いますか

（小）：とてもよい43.5%　まあまあよい54.3%　あまりよくない2.2%

（中）：とてもよい37.8%　まあまあよい48.0%　あまりよくない11.2%　全くよくない2.0%

- ・朝言いつらいことを伝えやすい　・人に話したくない事情もある
- ・気分を知ってもらえるから　・先生は気分を知ることによってそれなりの対応をしてくれるから

【考察】

- ・教職員は、児童生徒のコメントから心情を把握したり、教職員全体で即時に画面で共有できたりすることにツールの有効性を感じている。
- ・児童生徒は、自分の気持ちを伝えることのハードルが下がること、先生に気持ちを分かってもらえることに肯定的である。
- ・気持ちを知られたくない。気持ちを伝えることに意味がないと感じている児童生徒は、小学校よりも中学校のほうが多い。

いじめ重大事態を受けた鳥取県いじめ問題調査委員会（令和3年9月～令和5年3月）
による調査報告書について

（令和5年7月19日 いじめ・不登校総合対策センター）

令和3年度から鳥取県いじめ問題調査委員会により調査されている事案に関して調査が終了し、令和5年3月30日付けで同調査委員会から報告書が、同年4月26日付けで申立者から当該報告書に係る意見書がそれぞれ提出されましたので、その概要及び今後の対応について報告します。

＜調査委員会が発足した背景＞

平成29年度（当時：県立高校在籍）に自死未遂を図った生徒（被害者、以下「A」という。）から、卒業後の令和3年6月に、Aの在学中に所属していた部活動の後輩（加害者、以下「B」という。）から受けたいじめ被害と自死未遂について学校の調査が不十分であること、学校・教育委員会に自死未遂のことを認知し、いじめと認定してほしいこと、再発防止を提言したいことについて、県教育委員会に訴えるとともに、いじめに対する調査委員会の設置依頼があったもの。

1 平成29年度の事案の概要について

(1) 当事者間の関係

AとBは、同じ部活の先輩・後輩の関係で、部活顧問は日々の生活の中で、BのAに対する乱暴で礼儀になっていない口の利き方を注意することがあったが、両者の関係の問題点は認識していなかった。

(2) Aの自死未遂（2回）

平成29年11月25日：川への入水自死未遂 / 平成29年12月16日：入院中に首吊り自死未遂

(3) 本事案における学校及び教育委員会の対応等について

学校は、県教育委員会、入院先の主治医や関係機関、保護者と連携を取りながら対応。また、関係生徒からの聴き取り、既に実施していたいじめアンケートの確認、Aに関する支援会議から、いじめの記載や訴えはなく、将来への不安であったため、卒業、進学への支援に努めていた。

教育委員会は、学校から事案の報告を受け、Aの自死未遂の原因は「将来への不安」に対することを主要因と捉えており、卒業までの学校生活や進学に向けて継続的に支援を行うよう学校へ指導した。

2 平成30年度の対応の概要について（Aの卒業後）

(1) 経 過

平成30年11月、AとAの母親からB及び部活動顧問に、平成29年のAの自死未遂はBの責任であると連絡があり、学校がBに聴き取り。Aの母親から教育委員会にBの処分を希望する旨の連絡。

(2) 本事案における学校の対応等について

学校は、A及びAの母親からのいじめ被害の訴えを受け止め、一定の調査の上、Bに対して謝罪の必要性等の指導を行い一定の解決を図る対応を行った。

3 令和3年度の対応の概要及び調査委員会について

令和3年5月、Aが学校に対して、平成29年の事案を教育委員会がいじめと認定しているかどうかについて確認の連絡をし、同年6月、Aが、平成29年の事案に係る第三者委員会の設置を申出。

令和3年9月、委員4名で構成する「鳥取県いじめ問題調査委員会」が発足し、同年9月から令和5年3月にかけて、計26回の調査委員会を開催し、令和5年3月、調査委員会が報告書を教育委員会に提出。

⇒BのAに対するいじめと認定（ふざけて首を締めたり、ビンタをするなどの行為、また、「死ね」「役立つ」などの言葉）

4 申立者からの意見書の概要

①平成29年の自死未遂について、学校は必要な各機関との連携を怠った。また教育委員会においては事態のフォローを怠ったことから学校設置者として担う責任を放棄した。

⇒子どもたちの深い心の傷やSOSを認知できるよう、アンケートの実施を工夫するとともに教員研修等を通じて相談対応能力の向上が必要

②平成30年にいじめの被害を訴えたが、それが軽視され調査委員会が設置されなかったりするなど、いじめ防止基本法や学校のいじめ防止基本方針に沿った対応がなされていなかった。

⇒いじめと認知して一定の対応を行っていたが、重大事態と捉えて、より詳細な聴き取りを行う、再発防止について究明するなどの対応が必要

5 報告書における提言等を踏まえた今後の対応について

○教育委員会関係課における連携強化 ○管理職及びSC、SSWへの研修の実施

○全学校種悉皆によるいじめ問題に関する研修の実施

○児童生徒理解に基づいたいじめの未然防止及び鳥取県いじめ対応マニュアルの周知

○本事案を基にした校内研修の実施及び学校いじめ防止基本方針の見直し等の再発防止策の作成への指導助言

鳥取県立まなびの森学園校章等について

令和5年7月21日
小中学校課

令和5年10月1日に設置し、令和6年4月に開校する鳥取県立まなびの森学園（夜間中学）の校章について決定しましたので報告します。

また、6月21日の境港市をスタートに、学校説明会・体験授業会及び相談会キャラバンを開催して入学者確保に向けた取組を実施していますので報告します。

1 校章について

(1) 校章



(2) 応募者の校章案に込めた思い・制作意図

鳥取県立夜間中学まなびの森学園の鳥取の英字頭文字「t（小文字）」と大きく羽ばたく「飛鳥」、口にくわえた葉と「3つの学びの森」をモチーフに、自然豊かな学校周辺と夜間中学の「中」を配し、「学ぶ・つながる・社会の中で生きる」3つのよろこびを表し、互いに励まし合い勉学・スポーツ・鳥取の歴史や伝統・文化のあらゆる情報交流の絆と魅力発信をイメージしています。学園生一人ひとりの将来への“大きな夢や希望”を目標に鳥取県内はもとより世界中で活動・活躍し、更なる飛翔・発展・向上する県立「まなびの森学園」の輝く姿と未来像を力強くシンボライズしています。

リデザインにより(1)のとおり、中央の文字を「中」から「学」とした。

(3) 選考理由

まなびの森学園のメインコンセプト「いろとりどりに」を鳥で表現し、サブコンセプト「学ぶ・つながる・社会の中で生きる」3つのよろこびを口にくわえた葉と中心部の森の形で表現している。また、鳥取の頭文字「t」をあしらっており、鳥取の学校であることを示している。全体的に丸みを帯びたデザインがまなびの森学園の目指す温かく優しい学校のイメージと一致している。〔別紙 コンセプト〕

(4) 校章決定までの経緯

令和5年1月5日から2月10日まで全国公募を実施

(応募件数：104名から135件)

令和5年2月第3回県立夜間中学設置準備等に係る懇談会で意見聴取

令和5年5月定例教育委員会報告(最終校章案について)

令和5年7月校章決定、7月定例教育委員会報告

2 学校説明会・体験授業会及び相談会キャラバンについて

令和6年4月に開校する県立まなびの森学園（夜間中学）について広く県民に周知を図るとともに、入学希望者のニーズの掘起し及び自分らしい学びを実感できる夜間中学を体験する機会を提供することを目的に、「令和5年度 鳥取県立まなびの森学園（夜間中学）学校説明会・体験授業会及び相談会キャラバン」を境港市をスタートに県内15か所で開催しています。

<開催日程> 現時点で調整済みのもの。その他3市町は調整中。

開催日	開始時間	市町村	会場	参加人数
6月21日(水)	午後2時	境港市	みなとテラス	10名
6月28日(水)	午後7時	日吉津村	ヴィステピえづ	1名
7月16日(日)	午後1時30分	鳥取市	麒麟スクエア	11名
7月26日(水)	午後7時	智頭町	智頭町総合センター	-
8月25日(金)	午後2時30分	大山町	名和公民館	-
8月31日(木)	午後2時30分	琴浦町	まなびタウンとうはく	-
9月3日(日)	午後2時30分	八頭町	八頭町中央公民館	-
9月8日(金)	午後2時	北栄町	大栄農村環境改善センター	-
9月25日(月)	午後7時	若桜町	若桜町公民館	-
10月6日(金)	午後6時	岩美町	岩美町中央公民館	-
10月13日(金)	午後6時	江府町	江府町役場	-
11月2日(木)	午後2時30分	倉吉市	倉吉交流プラザ、県立美術館	-

県立美術館：体験授業(美術)の一環で現場見学

参加人数：体験授業会、見学、オンデマンド視聴、相談会の総数

3 今後の主な予定

- 令和5年8月 改修工事完了
- 9月 市町村夜間中学担当者会
- 10月 学校設置(10月1日) 学校内覧会
- ~12月 入学者募集及び入学予定者の決定
- 1月 入学予定者との面談
- ~3月 入学前オリエンテーション
- 令和6年4月 開校(開校式、入学式)

鳥取県立まなびの森学園コンセプト



目指す学校の姿

いろとりどり【色鳥取】に、ともに自分らしく学ぶ

「鳥取県立まなびの森学園」（夜間中学）は、世代や国籍、これまでの学びの経験の違いなどを超えた、さまざまな人たちの思いや考え方にふれ、ともに学び合うことをとおして、自分らしい学びを実感できる学校です。安心して中学校の学びにチャレンジしたいと願う方のため、3つの「よろこび」を実現する教育活動を行っていきたいと考えています。

～ 県立まなびの森学園 3つのよろこび ～



「学ぶ」よろこび

「つながる」よろこび

「社会の中で生きる」
よろこび

1 「学ぶ」よろこび

- 🌸 生徒一人ひとりの願いや、これまでの学びの経験に合った学習計画を立てて学びます
- 🌸 「学びたい気持ち」に先生がしっかり寄り添い、安心して質問ができ、何度でも説明してもらうことができます
- 🌸 教科や学年の枠を超えて学び合ったり、パソコンやタブレットを使ったりして、一人ひとりの「わかった」「できた」が大切にされます

2 「つながる」よろこび

- 🌸 とともに学び合う仲間とのつながりを大切にし、お互いの存在を認め合い、安心して生活することができます
- 🌸 学級活動や遠足などの行事を行いながら、語り合い、力を合わせ、ともに楽しみます
- 🌸 生徒同士、先生と生徒だけでなく、地域の方をはじめ、学校外のさまざまな人と出会い、つながり合います

3 「社会の中で生きる」よろこび

- 🌸 鳥取の歴史や文化などにふれる体験的な学びから、「ふるさと鳥取」に生きるよろこびを実感します
- 🌸 自分のペースに合わせたさまざまな学びを積み重ね、高校などへの入学や働くために必要な力と自信がきます
- 🌸 安心して学ぶことができる環境の中で、ともに成長し、卒業の先にある夢や目標に向かっていきます



いろとりどり【色鳥取】とは・・・

鳥取県が目指す夜間中学は、ダイバーシティ（多様性）を生かした学び合いの中で、引きこもりの方や外国籍の方などが社会（ふるさと鳥取）とつながることを後押しするなどの役割を持っています。

いろとりどり【色鳥取】とは、「ふるさと鳥取」の中で、いろんな色（国籍、性、年齢、学習歴など、さまざまな事情や背景などを含めた個性）を出しながら「のびやかに学んでいこう」、「社会（ふるさと鳥取）とつながりを持ちながら次の未来にはばたいていこう」というメッセージを込めています。

令和7年度までの現基本方針に基づく県立高等学校の在り方について

令和5年7月21日
高等学校課

前回（6月28日）の常任委員会で報告した、今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成31年度～令和7年度）に基づく各校の改革案については、以下のとおり対応を進める計画です。

現基本方針（平成31年度～令和7年度）に基づく各学校の改革案について

小規模校の在り方（今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針（平成31年度～令和7年度）から抜粋）

小規模校については、次の基準により分校化や再編等についても検討する。

基準

- ・ **1学年当たり3学級の学校について** 倉吉農業高校、鳥取中央育英高校
入学者数が、2年連続して募集定員の3分の2に満たない場合は、原則として、募集定員を1学年2学級とする。ただし、この基準の適用に当たっては、県全体の学科の配置状況等を考慮する。
- ・ **1学年当たり2学級以下の学校について** 日野高校、智頭農林高校
入学者数が、2年連続して募集定員の2分の1に満たない場合は、特色ある取組の推進状況や通学等に係る地理的・経済的な家庭の負担等を踏まえ、分校化や再編、全国からの生徒募集など新たな特色の設定等を選択肢とし、3年程度を目途に当該学校の在り方を検討する。
- ・ なお、人口減少社会の中で少子化対策や雇用の創出などに取り組んでいる本県の状況を踏まえ、地域と連携した人材育成など小規模校ならではの特色ある取組を推進している学校については、その存続に最大限の努力を払う。

特色ある取組を推進している小規模校については、教育の質の維持・向上に向けた必要な措置（少人数授業の実施、外部人材の活用、遠隔教育の導入等）を講じる。

1 倉吉農業高校の今後の在り方について

中学生等に対し、倉吉農業高校で建設・建築関係の学びができるという「見える化」を図り、環境科における学びの特徴の一層の周知を図っていく。

令和5年度入学生			令和6年度以降入学生	
生物科	定員	➡	生物科	定員
畜産コース	34		畜産コース	34
園芸コース			園芸コース	
食品科	定員		食品科	定員
食品コース	34		食品コース	34
流通コース			流通コース	
環境科	定員		環境科	定員
森林・土木設計コース	34		建築・森林コース	34
フラワー・ガーデンコース			建設DXコース	
		フラワー・ガーデンコース		
定員合計 102			定員合計 102	

[改革スケジュール]

R5.2～R5.6	学校、教育委員会における検討
R5夏以降	新コース名での募集活動（中学生、保護者等への周知活動）
R6.4	新コース名における教育活動開始

2 鳥取中央育英高校の今後の在り方について

令和6年度入試（令和6年3月実施）結果が募集定員（120人）の2/3（80人）を満たさない場合は、現基本方針の基準に基づき、1学級減とする。

3学級 120人 2学級 80人

令和7年度まで入学生			令和8年度以降入学生	
	定員			定員
普通	120	➡	普通	80
			▲40 ▲1学級	

[改革スケジュール]

R5年度中	募集活動の強化、特色化・魅力化の推進、広報
R6.3	R6年度入試結果判明 80人を満たさない場合学級減決定
	教育内容等新たな体制の検討
R6夏頃	教育委員会における議決
R7	新体制での募集活動（中学生、保護者等への周知活動）
R8.4～	新体制における教育活動開始

3 日野高校の今後の在り方について

令和6年度入試（令和6年3月実施）結果が募集定員（76人）の1/2（38人）を満たさない場合は1学級減とすることを検討する。

2学級 76人 1学級 38人

令和7年度まで入学生			令和8年度以降入学生	
	定員			定員
総合	76	➡	総合	38
			▲38 ▲1学級	

[改革スケジュール]

R5年度中	募集活動の強化、特色化・魅力化の推進、広報
R6.3	R6年度入試結果判明 38人を満たさない場合
R6.3～	学級減についての検討 学級減を行う場合
	教育内容等新たな体制の検討
R6夏頃	教育委員会における議決
R7	新体制での募集活動（中学生、保護者等への周知活動）
R8.4～	新体制における教育活動開始

4 智頭農林高校の今後の在り方について

森林科学科、ふるさと創造科、生活環境科の3学科を「林業に関する学科」と「地域産業に関する学科」の2学科に再編することにより、より専門性の高い地域を担う人材育成を目指す。

令和6年度まで入学生		令和7年度以降入学生	
	定員		定員
森林科学科	68	林業に関する学科	68
ふるさと創造科			
生活環境科		地域産業に関する学科	

[改革スケジュール]

R5.3～	教育内容等、新たな体制の検討
R5夏頃	教育委員会における議決
R6	新コース名での募集活動（中学生、保護者等への周知活動）
R7.4	新学科における教育活動開始

参考：前回報告事項

	学校名	現状	基本方針の考え方	対応方針	対応年度 (最短)
1	倉吉 農業	入学者が2年連続 (R4,R5)募集定員 の2/3に満たない。	原則として、 <u>募集定員を1 学年2学級とする。</u> た だし、この基準の適用に 当たっては、県全体の学 科の配置状況等を考慮 する。	環境科の類型名(森林・ 土木設計)を建築系の学 びを展開していることが わかりやすい名称に変 更する。	R6.4
2	鳥取中 央育英	入学者が(R5)募 集定員の2/3に満 たない。		R6年度入試(R6.3実 施)結果が募集定員の 2/3を満たさない場合 は1学級減とする。 3学級 120人 2学級 80人	R8.4
3	日野	入学者が2年連続 (H31,R2)募集定 員の1/2に満たない。	分校化や再編、全国 からの生徒募集など新 たな特色の設定等を 選択肢とし、 <u>3年程 度を目途に当該学校 の在り方を検討する。</u> なお、人口減少社会 の中で少子化対策や 雇用の創出などに 取り組んでいる本 県の状況を踏まえ、 地域と連携した人 材育成など小規模 校ならではの特色 ある取組を推進し ている学校につ いては、 <u>その存続に 最大限の努力を 払う。</u>	R6年度入試(R6.3 実施)結果が募集定 員の1/2を満たさ ない場合は1学級 減とすることを検 討する。 2学級 76人 1学 級 38人	R8.4
4	智頭 農林	入学者が2年連続 (R4,R5)募集定 員の1/2に満た ない。		志願者数が著しく 少ない(R5年度:1 名)生活環境科を 廃止し、2学科に 再編する。 3学科(ふるさと 創造、森林科学、 生活環境)68人 2学科(ふるさと 創造、森林科学) 68人	R7.4

令和8年度以降の基本方針(案)における中山間地域の学校の考え方について

中山間地域の学校は、地元自治体等地域との関わりを考慮したうえで、近隣に他の高校がない等、地域における学校の役割が大きい場合には、1学年あたり2学級以下の学校規模であっても小規模校として設置するとともに、次の取組を実施する。

- ・地域外から生徒を呼び込むことのできる特色あるカリキュラム編成を検討する。
- ・地元自治体等と協力した学生寮の整備を図る。

県立美術館の開館に向けた美術作品の購入候補等について

令和5年7月21日
美術館整備局美術館整備課

美術作品の購入については、従来は美術品取得基金(5億円で定額運用)で購入を進めてきていたところ、令和4年度に購入した高額な作品購入を巡って、当該基金を活用した購入を見合わせています。

令和7年春の開館まで2年を切った鳥取県立美術館の魅力あるコレクションを充実させていくため、及び今年度末に竣工を迎える建物工事の期間中に敷地内の屋外作品の設置の目途を付けるためには、引き続き美術作品の購入を進める必要があると考えており、一般会計予算案として議会へ美術作品等の購入予算を提案する方向で検討しています。

このたび、令和5年度に購入を検討している美術作品の候補作家及び屋外作品の制作委託候補作家を選定しましたので、次のとおり報告します。

なお、候補とする作品名については、今後、鳥取県美術資料収集評価委員会で意見を聴いて候補から除外する可能性があるため、現時点では省略しています。

1. 美術作品の購入候補作家

No	分野	収集方針による位置付けと候補作家
1	近世絵画	1 鳥取県の美術：鳥取県に関係した近世以前の美術作品 根本幽峨(ねもと・ゆうが) 鳥取藩最後の藩絵師で、生誕200年を迎える今年度に博物館で企画展を開催予定
2		2 国内外の優れた美術：江戸絵画の多様性を示す優れた作品(琳派) 鈴木其一(すずき・きいつ) 琳派を代表する画家の一人、琳派は鳥取藩の藩絵師にも影響を与えた
3		2 国内外の優れた美術：江戸絵画の多様性を示す優れた作品(「奇想の画家」の優品) 伊藤若冲(いとう・じゃくちゅう) 米国の収集家ジョー・プライス氏に見いだされ、花鳥画などで世界的に人気が高い
4	彫刻	1 鳥取県の美術：郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品 八木一夫(やぎ・かずお) 本県出身の辻晉堂と陶彫作家として盟友、京都市立美術大学にて相互に影響を与えた
5	現代美術	1 鳥取県の美術：鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品 坂本和也(さかもと・かずや) 米子市出身の若手油彩画家、2017年に米子市美術館で個展開催
6		2 国内外の優れた美術：戦後の美術・文化の流れを示す優れた作品(優れた写真表現) やなぎみわ 若い女性が想像した50年後の理想の自分を特殊メイク等を使い写真表現。
7		2 国内外の優れた美術：戦後の美術・文化の流れを示す優れた作品(優れた写真表現) 森村泰昌(もりむら・やすまさ) 作家自身が名画や映画の登場人物に扮し、時代や人種、性別を超えた様々な他者を表現

2. 屋外に設置する美術作品の制作委託候補作家 (屋外作品の考え方及び設置場所は別紙のとおり)

No,	候補作家名(在住地)	想定する設置作品のイメージ
	設置場所 エントリープラザ (1点設置予定)	最寄りのバス停から美術館に入る正面に位置する広場であり、植栽樹木の並びのなかで人々が行き交い近づくことができる場所に、美術館のコンセプトを象徴する作品を1点検討する。
1	リクリット・ティエラユニット (タイ)	テーブルや椅子、舞台などといった機能を有するオブジェで構成され、来場者がその機能を通じて作品や他者と関わり合う。アートと人との交流を生みだす開かれた鳥取県立美術館を象徴し、更にアートに近づきたくなる館内への誘引効果も高い作品。
2	青木野枝(あおきのえ) (日本)	円や王冠状の形態を用いた、開かれた内部をもつ独特の彫刻。女性の中堅彫刻家として国内外で多くの野外彫刻の実績がある。
	設置場所 彫刻の庭 (1点設置予定)	県民ギャラリーの東側窓に面し、正面入り口など3方向から眺めることができる芝生の庭の中で、違う角度の離れた場所からも楽しめる作品を1点検討する。
3	リー・ウーファン (日本)	様々な角度から作品を鑑賞できる「彫刻の庭」の特性を生かし、自然石や金属、ガラスなどによって、禅寺の庭を連想させるような空間を構成する作品。
4	中ハシクシゲ (なかはしかつしげ) (日本・鳥取県出身)	小動物をモチーフに、視覚に頼らず触覚のみで制作されたブロンズ彫刻とベンチによって構成される作品。来場者は彫刻に触れながら腰掛けたり、作品の置かれた場所全体を楽しむ。

設置場所 創作の森 (2～3点設置予定)	建物の西側に設ける街並みから切り離された空間の中で、来館者がくつろぎ、作品に触れつつ対話できるような素材感を活かした作品や参加型の作品を2～3点検討する。
5 鈴木昭男(すずきあきお) (日本)	環境の中を飛び交う音に耳を澄ますための場所を、壁状の物体で構成される空間として制作。音を通じた豊かな体験を来場者に促す作品。
6 スーザン・フィリップス (イギリス)	音としての彫刻を庭に点在させ、来場者が聴くことで成立する作品。
7 スーパーフレックス 3人のアーティストで構成 (デンマーク)	ブランコや鉄棒、ジャングルジムのように遊ぶことのできる機能を備えた、様々な世代が楽しめる参加型の立体作品。
8 オラファー・エリアソン (ドイツ)	設置された場所の環境に呼応して、敷地の形状や樹木などに対応したデザインのオブジェを構築したり、周囲の風景を映り込ませたりする等の、環境と一体化するような作品。

3. 想定される金額

上記1、2を合わせた購入及び制作委託に要する経費は、今後変動する可能性のある参考価格の総額規模として5億円程度(1.購入2億円程度、2.制作委託3億円程度)を想定しています。

4. 今後のスケジュール

上記候補作家の作品について、今月中に開催予定の鳥取県美術資料収集評価委員会で意見を聴いた上で、今後の県議会に向けて予算案を検討する予定です。

美術作品の購入の進め方

今回(一般会計で購入)	従来(基金で購入)
購入候補を常任委員会報告	
評価委員会、常任委員会報告	評価委員会、常任委員会報告
予算案編成・議会議決	
購入(1点7千万円以上の作品の場合、財産取得を議決、購入)	基金で購入(1点7千万円以上の作品の場合、財産取得を議決、購入)

5. 参考

(1) 美術作品の収集方針

1. 鳥取県の美術 鳥取県に関係した近世以前の美術作品 鳥取県にゆかりのある近代作家の美術作品 鳥取県にゆかりのある現代作家の美術作品 鳥取県の自然や風物などを題材にした美術作品 郷土作家とつながりをもつ国内外の作家の優れた美術作品
2. 国内外の優れた美術 【令和3年3月追加】 江戸絵画の多様性を示す優れた作品 近代(明治～戦前)における各分野の参照点となる優れた作品 戦後の美術・文化の流れを示す優れた作品 館の内外に半恒久的に設置する作品(現存作家への委託制作作品)
3. 同時代の美術の動向を示す作品 【令和3年3月追加】 過去20年間でめざましい活動を行った作家の作品 当館の企画展およびスタジオ・プログラムに参加した作家の作品 国内外の公立美術館での発表または重要な展覧会に参加した作家の作品

(2) 近年の美術作品の購入状況(鳥取県美術品取得基金による購入)

年度	購入金額(千円)	内容
令和4年度	457,838	171点: 絵画14点、彫刻4点、写真88点、現代美術65点
令和3年度	18,900	10点: 絵画4点、工芸1点、現代美術5点
令和2年度	22,327	141点: 絵画2点、彫刻4点、写真135点
令和元年度	15,496	4点: 絵画4点
平成30年度	30,285	20点: 絵画15点、彫刻5点

別紙 1

県立美術館敷地に設置する屋外作品の考え方等について

1. 屋外作品の考え方

- (1) 美術館の建築や外構のデザイン、館の周辺環境と調和する優れた作品であると共に、施設の外に美術館の存在を示し、館内に招き入れる魅力を持った、導入効果の高い作品。
- (2) 構造的にも役割的にも「開かれた美術館」とするため、触れてみたり写真を撮ったり、自分なりに楽しめる開放的で参加型のコンセプトで、誰もが美術を体験してみたいくなる作品。
- (3) 世界的に活躍する作家から本県ゆかりの作家まで、国内外の多様で幅広い世代の現存の作家による作品。
- (4) 近隣に位置する白壁土蔵群や野外彫刻のプロムナードと連携しながら、一帯が新たな魅力を発揮できるよう、既に設置されている作品とは作家や作風が重複しない作品。

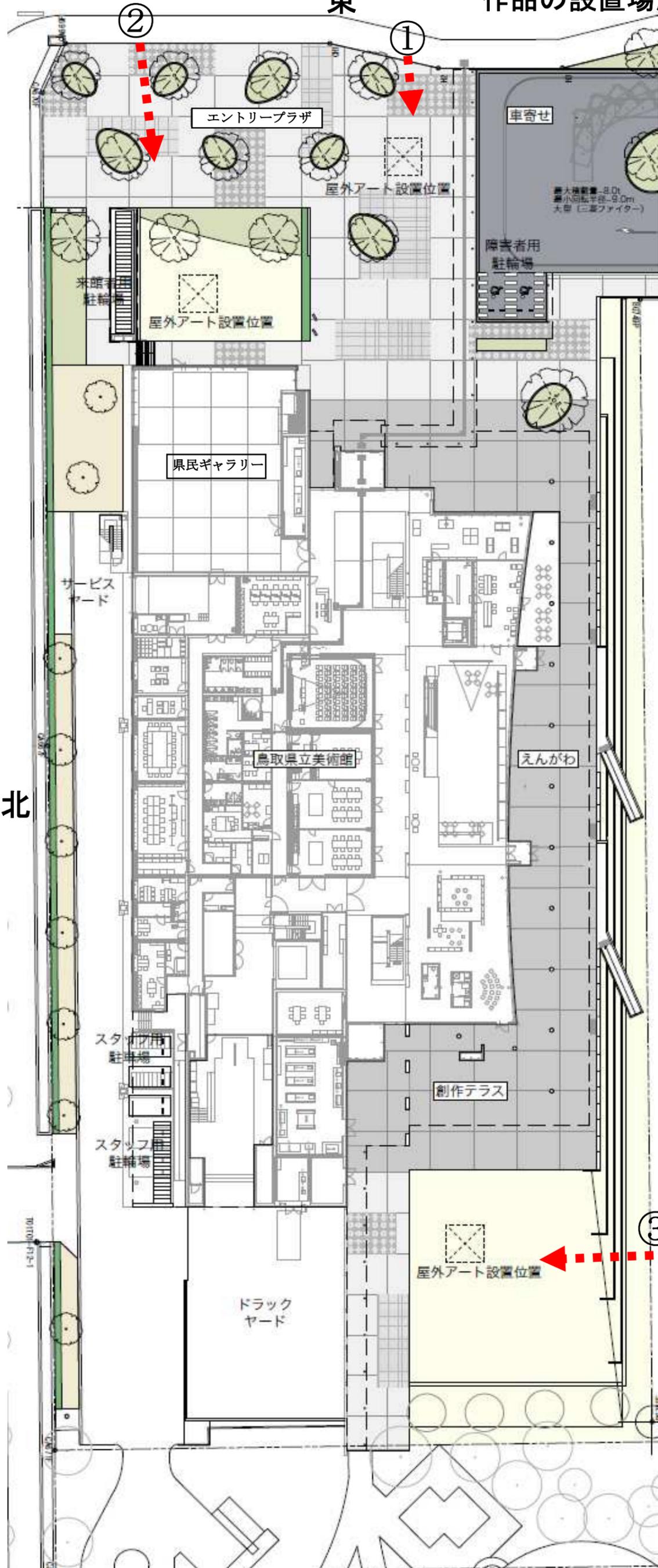
2. 設置場所の特性に応じた作品選定の考え方

- (1) エントリープラザ（1点）
最寄りのバス停から美術館に入る正面に位置する広場であり、植栽樹木の並びのなかで人々が行き交い近づくことができる場所に、美術館のコンセプトを象徴する作品を検討する。
- (2) 彫刻の庭（1点）
県民ギャラリーの東側窓に面し、正面入り口など3方向から眺めることができる芝生の庭の中で、違う角度の離れた場所からも楽しめる作品を検討する。
- (3) 創作の森（2～3点）
建物の西側に設ける街並みから切り離された空間の中で、来館者がくつろぎ、作品に触れつつ対話できるような素材感を活かした作品や参加型の作品を検討する。

3. 今後の進め方

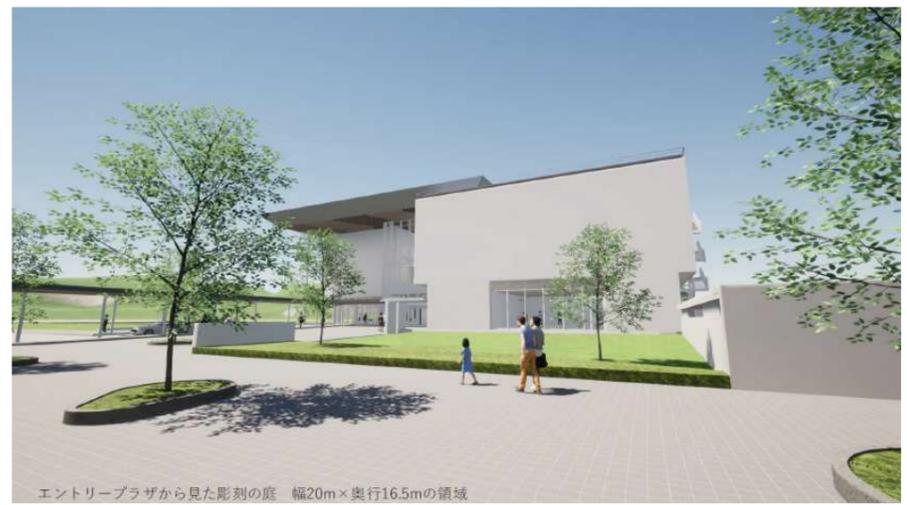
- ・上記の考え方に沿ったコンセプトの作品を手掛けた実績のある国内外の作家に現地調査を依頼。
（調査費は令和5年度当初予算に計上済み）
- ・調査結果を基にした依頼先の選定、県議会等へのご相談。
- ・屋内展示作品の購入費と共に屋外作品の制作委託費を予算要求、県議会への提案。
- ・契約手続き、作家の滞在による作品制作、台座の基礎工事、作品据え付け。

東 作品の設置場所



東回廊に沿って美術館を見るアプローチの風景

① エントリープラザ



エントリープラザから見た彫刻の庭 幅20m×奥行16.5mの領域

② 彫刻の庭



大真堂院寺跡から西回廊を背景に創作の森を見る

③ 創作の森